

2025 年度

学士論文

戦後日本政治と「文化」
— 「文化」の意味付けとその変遷について —



一橋大学社会学部社会学科

4122082Z

日下 楓己

田中 拓道ゼミナール

【目次】

序章 研究の背景	3
第1章 文化政策の意義・思想	4
1.1 国家政策としての文化政策	4
1.2 日本における文化政策の歴史	6
第2章 先行研究の課題とリサーチ・クエスチョンの提示	9
2.1 先行研究の課題	9
2.2 リサーチ・クエスチョンと仮説, 検証方法	12
第3章 敗戦～占領期—文化国家論の隆盛	13
3.1 敗戦後の国家目標としての「文化国家」	13
3.2 「文化国家論」の内実—南原繁と恒藤恭を例に—	17
3.2-1 南原繁の文化国家論	17
3.2-2 恒藤恭の文化国家論	20
3.2-3 小括	24
第4章 1970年代—「文化行政」と「文化の時代」	25
4.1 高度経済成長期の終焉と「文化」	25
4.2 「文化行政」「行政の文化化」とは—松下圭一と梅棹忠夫—	27
4.2-1 松下圭一の「文化行政」「行政の文化化」	27
4.2-2 梅棹忠夫の「文化行政」論	32
4.3 大平正芳内閣の「文化の時代」	35
4.4 「文化行政」論と「文化の時代」	40
第5章 1980年代以降の「文化政策」—2000年代を中心に—	42
5.1 「文化の時代」の停止と「文化行政」の変質	42
5.2 「文化の道具主義」の表出—「文化芸術推進基本法」と「文化芸術立国」方針の確立—	44
5.3 「文化の道具主義」に代わる新たな文化政策の理念	48
終章 おわりに—本研究のまとめと課題—	52
[参考文献]	55

序章 研究の背景

様々な議論の場において「文化」という言葉が用いられる時、そこに込められた意味は立場に応じて相当程度異なり得る。

一方には「自国文化」尊重のように独自性を強調する立場があり、他方には「他国文化」と比較したうえで「自国文化」を相対化し、「文化」の多様性を強調する立場があるだろう。あるいは一国内における地域に目を向けて、それぞれの「地域文化」を指す場合もあれば、人間の生活そのものであると示す人もいるだろう。さらには文明と比較した「文化」を想定して論じる向きもある。このような「文化」に注目し、国政上の課題として検討する議論が、1970年代から80年代にかけて盛り上がった。その代表的な論者に梅棹忠夫や松下圭一らがいる。そして時の大平正芳内閣（78年～80年）においては、当時の時代状況を「文化の時代」「近代を超える時代」と規定し、新たな国家目標を示す言葉として「文化」を使用した。また、1945年8月15日の敗戦に際しても、この国難を乗り越えるべく、新たな国家目標として官民を問わず盛んに叫ばれたのは「文化国家」論という、「文化」を軸とした新たな国家像であった。しかし、それぞれの時代においても「文化」が指し示す意味は論者によってさまざまであり、人の数だけ「文化」の定義があると言ってよい。

このように「文化」という言葉は、国民国家を想定した場合、国家同士を分ける要素としても働くし、逆に共通性を見出し統合に向けた働きをなすものとしても想定され得る。同時に、一国内に目を転じてみても、その国内における「共通性」を示すものとして近代国民国家という「想像の共同体」を形づくる道具として機能もすれば、地域地域の違いを強調し、住民のアイデンティティや、特定地域の文化を「〇〇文化」と規定することで地域間のステレオタイプの創出に寄与する場合もある。そうかと言って、「文化」を人間一般の生活様式や市民活動とみなす場合のように、国民国家や地域アイデンティティのようなナショナリズムを否定するものとしても機能し得る。つまり、ありとあらゆる立場にとって、「文化」という同じ語を用いて立場に応じた主張を行うことができる。ゆえに「文化」という語は特定の主張をする際に非常に都合の良い手段なのであり、この意味で「文化」とは「記号」である。

「文化」という言葉は非常に曖昧模糊とした語でありそれゆえに多様な意味を持ちうるため、立場の別を問わず広く用いられてきたという指摘は、上記のとおりである。そして本論文で注目する日本の政治言説においては、近年特に、「伝統」や「歴史」といった言葉と同列に「文化」に焦点を当てて「日本文化が危機にある」と訴え、在留外国人への規制を前面に掲げる排外主義的な勢力が、地方・国政を問わず躍進を遂げている。それに対抗する勢力は「日本文化」を他国との比較によって相対化し「多文化共生の尊重」という文句のように「文化」を掲げて対抗する。これは、「文化」という言葉を用いて特定の主張をする際に、その排他性に注目するのか、その自由や多様性といった側面

を重視するのか、という違いによって生じる対立である。この時、「文化」という語を使う場合の多くは、「文化そのもの」の価値（「文化の本質的価値」とも言う）を想定し評価しようとしているのではなく、「文化」を通じて真に達成/解決したいテーマや課題が別に存在し、こちらこそが優先されるということが明らかになる。こうした「文化」の意味付けの違いは現代に限ったものではなく、時代状況や論じる立場、時の権力によっても大きく異なる。

本論文では、戦後日本の文化政策において「文化」という語の意味が、時代背景や文脈に応じて全く異なるものであり、常に変化してきた事実を明らかにする。こうした研究は、とりわけ「文化」を「歴史」や「伝統」という視点から絶対視し、他者を安易に排除しようとする立場とは異なる立場の理論的基盤をもたらし得るという点において意義がある。前述のような、排外主義が高まる現下の日本社会の状況を考慮すると、日本人・日本政治の側から「文化」という語がどう語られてきたかを再考し、ひいては「日本文化」とはどのようなものなのかを問い直すことは、一層強く求められているのではないだろうか。さらに言えば、戦後日本政治における「文化」の扱われ方を検討する議論は、戦後80年の日本の歩んできた道りを「歴史」として捉え、現代社会の今を生きる我々にとって活かせられるものはないかを考える端緒になり得るだろう。

第1章 文化政策の意義・思想

1.1 国家政策としての文化政策

友岡邦之が指摘するように、「文化」は政策領域としては周縁的なものであると認識され位置付けられるのが一般的である。しかし時には文化施設の建設や閉館、芸術的表現のあり方をめぐって激しい論争を引き起こし得る。これは文化的なものの価値についての合意形成が難しく、結果として必要性をめぐっての意見の一致が困難であるという文化政策特有の事情から生じる事態である。とはいえ、価値観の多様性の許容こそ「文化」の発展の肝要な大前提であり「不可避の障害」とも言える。重要なのは、「文化」が有する様々な価値を醸成するために、「不可避の障害」を乗り越えるような文化的領域の制度化についての議論を避けて通れないことへの自覚であると友岡は結論づける（友岡 2025）。これは、どう「文化」を政策の中に組み入れるか、その意義は何か、その際何を意味するのかといったことを改めて考える必要性や意義を示すものである。そこで本節においては、「文化」の制度化の究極的な主体である国家と「文化」との関係を探る。

まず、本研究においては「文化」とは「人間が営む生活の総体」という立場をとる。人が生活を営み、人との関わり合いの中で形成される社会において育まれる「文化」は、

社会の内実をより豊かにするものとして大きな役割を果たす。これを「文化の本質的な価値」と定義する。つまり単なる「経済利益」を当て込んだ政策などについては、本質から逸脱するものとして「道具主義」化しているとみなし、批判的に検討を行う。「文化」を扱う政策、すなわち文化政策は極めて抽象的で多様な「文化の本質的な価値」を高めるために機能するべきであり、「実体面において流動的である文化政策にとっては、他の諸政策、とりわけ経済政策、社会政策、環境政策などの中に埋没し、拡散・分解してしまう危険性がある」（根木 2010: 48）からである。

また、国家と「文化」の関係については、国家権力にとって都合の良い一つの価値だけを「文化」の中に認め、それを人々に強制しようとする国家主導の「文化政策」は批判する立場に立つ。これは「文化」には多様性の確保が大前提であるという考えによるものである。それゆえ、「文化」に多様な価値観が込められてきたことを明らかにし、都合よく解釈した一つの見解だけを重視するのではなく、多様な「文化」の内実を認めた上で、その全体を国家が「保護」し、国家の責任において振興する必要があるという問題意識を有する。

上記のような問題意識を共有している研究が、石村修である。石村は「文化」を「人間の生活様式の全体」とみなす立場を取り、その自律性を重視する。つまり文化政策における「国家の役割よりも、第一に市民間の行為として、あるいは自治体の行為として、文化現象を観察すべき」という姿勢だが、それでも「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めた憲法 25 条の解釈について、文化国家は「社会国家（福祉国家）」の言いかえであり、「人間らしい生活」を支えるものという見解を引き合いに出しつつ、「文化国家は『研究・教育・学習・技術・文学・芸術等』の活動の総称」であり「文化国家にあって国家は文化活動への援助を積極的に対応することになり、文化的権利の擁護に積極的にならなければならない」と指摘する（石村 2023）。

これは基本的人権としての生存権を支える国家の論理として文化国家が存在していると解釈する立場である。文化国家においては、憲法上あるいは法律上の権利として「文化」をみなす場合、文化的権利（文化権）の内、社会権的側面の保障が問題となり、国家からの自由を意味する自由権的側面の保障についてはある種自明の前提として扱われる。この時「問題は、文化権の自由権的側面と社会権的側面とのバランスをいかにはかっていくか」（小林 1996: 44）が問われることになる。小林真理はドイツにおいて発生した「文化国家概念」の展開を分析し、ドイツの最高法規であるボン基本法の中に「文化国家条項」を盛り込むか否かという問題について検討を行っている。それによると、「文化国家条項を組入れることを主張する人々は無防備に文化領域を国家に委ねてしまうことにある種の危惧を抱いている」と言う。これは文化国家についての国家目標があるとすると、国家に都合よく利用されてしまうかもしれないが、存在しない状態では文化領域における政策がより恣意的にパターンリスティックに運用されかねないとい

う懸念である。ボン基本法においては文化権の受有兼的側面が重視され、社会的側面の法的基盤が弱く、「〈文化国家〉概念は、それを補い、文化権の2つの側面を統合していこうとする方向をもっている」と小林は肯定的に評価する（小林 1996）。

一方でドイツの法学者であるミヒャエル・クレプファーは同じ問題について、「文化」の持つ、国家からの独立を必要とする性格、すなわち自由権的側面を重視する立場から、ドイツにおける「文化の国家目標規定には、法的な見方をすれば、原則として懐疑的にならざるをえない」（クレプファー 2008: 289）とする。ただし「文化支援自体をどのように、そしてどれくらい実施すべきかという問い」は引き続き残った課題であり、「政治的な問題であって、政治的に決定すべき問題」（クレプファー 2008: 290）であるとする。これはドイツに限った話であるが、日本においても、文化芸術基本法において一定の「文化権」が規定された現在、これ以上の「権利」拡大を求めたり、国家目標として「文化」保護や振興を議論したりする余地には乏しいのかもしれない。そうであっても「文化権」が成立する以前の「文化」にまつわる言説の分析には一定の意義があると言えるだろう。なぜなら現在も、少なくとも政治的な実践として、政治の側が文化支援の規模を定められる余地は残されているため、政治と「文化」がどのように関わってきたかを知ることが、次なる政治的実践を行う際に、参照できるものを増やすことにつながるからである。残された政治的余地のためにも改めて政治・国家と「文化」の歴史的な関わりを分析する必要があるのである。

またクレプファーは、「文化の国家目標規定」には、国民の文化国家に対する「アイデンティティを確立し、統合を方向づけ、感情に働きかける」効果と、ドイツ国家が「文化支援を行い、必要とあらばこれを拡張しようという宣言」としての効果の有するとする（クレプファー 287-9）。これは単なる政治的アピールに過ぎないとクレプファーは論じるものの、政治的な言説が実社会に影響を及ぼす事例は決して少なくない。さらに、本研究における「文化の本質的価値」とその多様性を最大限尊重するといった趣旨の国家目標を掲げるような場合には、「文化」の自由権的側面にとって、むしろプラスに働くだろう。政治的言説を簡単に一蹴するのではなく、社会との関係性を丁寧に見極めなければならないのである。この意味においても、政治が「文化」という言葉を使って社会に影響を与えようとした事例について考察し、「文化の本質的価値」を高めるような文化政策の可能性を探ることは意義がある。

1.2 日本における文化政策の歴史

前項の最後で述べたような視点から、戦後日本政治における「文化」という語の意味付けの変遷を考察するに当たっては、前提として「文化」を国家政策として扱ってきた歴史、すなわち文化政策の歴史を概観しておかねばならない。特に「文化」を国政の重

要な課題の一つとして位置付け始めた最初の国はドイツである。19世紀以降、近代国民国家としての発展を目指す中で、「法治国家」や「官僚制」の制度が急速に整備され、教育や学問、芸術といった「文化」においても国家の介入が危惧された。とりわけ学問の領域において、大学自治という精神を重要視する大学人たちから対抗措置として「文化に対する最大限の援助と最大限の自治を確保する」という「文化国家 (Kulturstaat)」概念が編み出され、ワイマール憲法により条文化がなされた。その後、こうした「文化」に対する国家の積極的な関与を掲げる姿勢はナチスドイツの文化統制に根拠を与える形となり、都合よく利用されてしまう。日本へは、この「文化国家 (Kulturstaat)」概念は、遅くとも1880年代後半には紹介されており、社会進化論の影響もあり、法治国家の次の段階として「文化国家」の実現が謳われた (中村 2018: 36-8)。

そして大正時代に入ると社会事業論として文化政策が語られるようになり、抽象的な精神文化向上を担うとするような啓蒙主義的なニュアンスを帯びるようになる。次第に日本が戦争への道を歩み始める1930年代以降、新体制運動や総力戦体制構築といった動きが強まると、戦時体制に適応する国民形成を目指すために、「文化」という言葉や文化政策が利用され、再編成された。この際取られた国民「教化」の方針は、文化政策を総合政策へと成長させ、隣接する行政分野である社会教育行政はその中に包摂されるに至った (新藤 2018a: 91-4, 2018b: 182-4)。枢軸国として日本もドイツ同様、戦時中には文化統制の道を歩んだというのである。また、こうした文化統制の動きは当時のドイツブームという社会の雰囲気や、いわゆる文化人の側からの働きかけも大きな影響を及ぼしたとされる (武田 2018)。

戦争と極めて密接に関連した日本の文化政策は、敗戦を機にがらりと指し示すものを一変させる。すなわち軍国主義・国家主義とのつながりを反省し、その否定として「平和」「民主」「自由」といった概念と結びついた「文化国家」を新日本建設のスローガンとして掲げたのである。しかしこれは、前の体制の180度転換というくらいの意味しか含んでおらず、その内実乏しいものであったとの批判が当時から付きまとっていた。具体的に新しい「文化国家」「文化政策」の内実を豊かなものにしようとする議論を展開したのは、南原繁、恒藤恭といった当時一流の大学人たちであった。

こうした思想的な潮流の中で文部省 (のちに文化庁) が行う国家的な文化政策は文化財保護という視点のみに制限されていた。こと芸術政策の目玉とも言える国立劇場建設であってもその文脈を逸さない。高度経済成長が軌道に乗り、経済政策に注力するようになるとその流れは加速する。一方で過度な消費文化や個人主義を警戒する向きも政府内には残存していた。これは、過度な消費文化が利己主義や享楽主義をもたらすとの危機感に由来し、それらに対して象徴天皇の下に「日本民族」たる国民として主体を構築すべきであるというナショナリズムの色彩の濃い言説として表出する (梅原 2012a)。政府における戦前への反省が形の上のものであると示す一例であり、戦前的な価値観の

根強さを示すものである。一方で、消費社会のゆがみは確実に地域において出現し始めており、その対処にあたったのは地方自治体である。この苦闘の経験から国に総合的な是正を要求する革新自治体が登場する。革新自治体における理論的ブレーンは松下圭一であり、「文化行政」というスローガンを唱えた。従来の国家主導を念頭に置いた「文化」ではなく、「市民」自らがつくり出す「文化」であり、そのためには既存の行政機構、国家体制の革新、変革が必要と訴える概念であった。こういった、地域、主に大票田たる都市部という足元から変革の動きが生まれてくると自民党政権としても対処せざるを得ず、高度経済成長の成果を存分に生かした形での新しい文化観が生じる。キーワードとして「浪費」「遊び」を掲げ、大阪万博に象徴される一連の新たな文化観構築を主導したのは、政府のブレーンたちよりも一世代下の論客として台頭した民俗学者の梅棹忠夫であった。梅棹もまた、「文化行政」を声高に訴えるが、松下との一番の違いとしては「質の高い文化をいかに提供するか」という視点にのみ偏っており、担い手たる「市民」や創り手の立場に立った視点が薄い点が挙げられる。

これらを両極端とすれば、これらを混ぜ合わせ、そこに個人の思想を存分に匂わせる形で大平正芳内閣における「文化の時代」報告書があると言える。これは、大平首相直属の政策研究会のうち、「文化の時代研究グループ」によって出された報告書であり、詳細な分析は後述するが政府の従来の文化認識を大きく転換させたという意味で画期的である。従来の消費文化の浸透を警戒視する姿勢から脱し、高度経済成長によって生まれた余暇や余裕、安定した経済基盤を前提としたうえで、内外に諸課題が山積する当時の時代情勢を「近代を超える時代」と認識し、高まり続ける「文化の要請」にこたえるために「文化の時代」の実現が不可欠であると訴えた。経済的豊かさや余裕を「文化」の主軸とみなすという点では梅棹的であり、行政機構改革や「文化」の担い手の視点にも言及する点においては松下的であると言え、さらには戦後民主主義体制や穏健な市場経済への無意識の信頼も垣間見えるという点からは「戦後保守」政治家たる大平首相個人の思想も読み取り得る。様々な考え方が詰め込まれた本報告書をはじめとする政策研究会の活動の意図としては、革新自治体などの反自民勢力の主張も大いに取り入れることでこれ以上の拡大を防ぎ、逆に都市住民などの新たな支持層拡大をめざす自民党の戦略という現実的な側面もあった。

1980年の大平首相急死により政策研究会の報告書の内容はほとんど具体化されず、文化政策についても読み替えが進む。第一は革新自治体の長期政権化に伴って、行政の「自己革新」であったはずの「文化行政」が地方自治体における「既存の行政」へと変質しマンネリ化したことが挙げられる（梅原 2008a, 2009）。第二に「計画行政」「まちづくり」に「文化行政」の概念が流用され、本質である「行政の文化化」や「革新」といった当初の理念が薄まってしまった。第三に国の助成、安定成長の影響もあり文化施設建設こそが「文化行政」とされ、理念の薄まりの傾向が強まった。第四に国政でも大

平のような穏健な市場経済に信頼を寄せ、ある程度は市場の自律性にゆだねるという姿勢が新自由主義的な経済政策に読み替えられ、採算性の低さを理由として文化政策の停滞が起こる。この背景には、当時は安定成長の時代であり民間や企業の積極的で活発なメセナ活動を支援するくらいで従来以上の文化政策を賄い得たという事情がある。

一方で、1990年代も後半になると経済停滞によって民間活動も低調になり、各地の文化施設に対する「ハコモノ」批判も噴出した。文化政策の側も自らの意義を広く世間に知らしめるため、策定プロセスの明確化や評価基準の設置などの研究が進み（根本ほか 1996a）、文化経済学などの潮流も生まれ始めた。国政においては日本で初めて「文化権」を定めた文化芸術振興基本法が議員立法により制定され、一時的に文化政策への関心が高まる。しかし以降は特に大きなムーブメントが起きず、文化関連予算も横ばいのままであった。2010年代に入ると、長期経済停滞打破の起爆剤として「文化芸術立国」「稼げる文化」が掲げられるようになるなど、「文化の道具主義」化が進み、観光業などの他産業・他分野との関連が重視されるようになり、日本の文化政策はまた新たなフェーズに突入している。

まとめると、戦後長らく戦争の反省から文化財保護を主題としていた国の文化政策が、70年代の一時期国政の主題となりかけるも頓挫し、以降は基本的に国政の傍流であり続けた。結果として2020年からのコロナ禍において「日本の文化政策の未熟さ」が指摘されもしたが（丸山 2020）、あくまで結果であり、上記のような戦後文化政策の歩みを詳細に分析しその時々における「文化」という言葉がさす内容を検討することで、一面的な評価を再考するきっかけや、現在における課題の解決策を見つけるヒントになり得るだろう。

第2章 先行研究の課題とリサーチ・クエスチョンの提示

2.1 先行研究の課題

本節では、日本の文化政策における「文化」の意味付けに注目した先行研究を挙げながら、その課題について述べる。そもそも、「文化」の意味付けを中心的に扱ったり、戦後の国家レベルにおける文化政策全体を通史的に述べたりした先行研究の数自体が少ないというのが現状である。ゆえに、先行研究においては時代ごとの文化政策や「文化」にまつわる言説をそれぞれ比較して、どのような共通点あるいは相違点があると言えるのか、についての分析が限定的であると評価できる。志賀野佳一（2018）や新藤浩伸（2018a）、友岡（2025）は、戦後あるいは戦前までも含めた日本の文化政策の歴史を概観するものとして貴重であるが、あくまで概観にとどまっている。また、古賀弥生（2022）や関鎮京・朝倉由希・南田明美（2021）など現代の文化政策を分析し、その問

題点を指摘する先行研究も存在するが、こちらもそれより以前の以前の文化政策と比較して論ずるという視点に乏しい。

こうした状況にあって、梅原宏司の一連の研究は大いに参考になる。梅原は戦中期の「近代の超克」論に端を発する、日本の「独自性」「伝統性」を重んずるナショナルリズム的な色彩の濃い文化観を、70年代の文化観の代表例である「大平総理の政策研究会報告書」と比較し、その連続性や相違点を見出すことに成功している。では、梅原の分析とはどのようなものなのか、一連の研究を概観しその到達点と残された課題について述べる。

まず梅原はアメリカの思想史家であるハリー・ハルトゥーニアン¹⁾の論考に依拠しつつ、「文化」とは『『ポストモダン』型政治・社会における『記号』』であるという考え方の下、論を展開する。ハルトゥーニアン¹⁾の言う「ポストモダン」とは『『近代主義における政治と文化の分離を非難し、この由々しき分裂を現代のあらゆる混乱の原因とみなす動向』であり、そのために『社会的なものを解消して政治的な全体性をもった体制を再構成しようというすべての試み』』である。この時「文化」という語は内実のない単なる「記号」と化してしまい、そして『『ほとんど原理的に国家管理の意のままに操作される道具』』となりやすくなってしまう。結果として日本においては「国家が社会的な争いのない政治形態を実現しようとする時に、『文化』という記号・イメージが動員される」のである（梅原 2012b: 32-3, 36）。しかしこうした国家の態度は、決して各種の社会問題や階層化の進展などの「社会的な争い」の解消にはつながらず、むしろそうした状況を隠蔽し、現状の日本社会を「文化」「伝統」などの言葉で肯定しようとする態度と言える。この点を言い換えれば、「国難」に直面したと時の国家がみなした際にも、「社会的な争い」の時と同様に、新たな国家目標として、その時々に応じて意味を新たにした「文化」を掲げてきたと評価できるのではないだろうか。しかし梅原は、そうした抽象化した議論を展開するのではなく、「近代の超克」論と「大平総理の政策研究会報告書」の比較に進む。

「近代の超克」論とは、戦時中の1940年前半に日本の思想界で広く行われた議論のことである。ここにおいては「近代」とは「西洋的な知の体系」と「消費文化」を指し、これを「日本社会において伝統と考えられるもの」という「還元不可能な文化的本質」によって「超克」することを目指す議論であった。「近代の超克」の論理は戦後においても受け継がれるが、その具体例として、この議論の中心にいた「京都学派」と呼ばれる京都帝国大学の西田幾多郎¹⁾を中心とする思想グループのうちの一人である高山岩男¹⁾を挙げる。1966年、高山は同じく京都大学の先輩である高坂正顕¹⁾を助けて中央教育

1) 敗戦直後から占領期の文化国家論でも存在感を表した論客であり、「個人主義原理」や消費社会原理をやむを得ず容認した上で、「日本文化」（ここでは、「日本人」と名指しされる

審議会答申の「後期中等教育の拡充整備について」のうち、「期待される人間像」という長い補論を執筆した（梅原 2012b: 33-4）。これは当時の高度経済成長にともなう消費社会化を、「利己主義や享楽主義」が流行し「物質的欲望の増大だけがあって精神的理想の欠けた状態」として非難したうえで、「日本のあり方はどのようなものであるべきか」という問いに対し、日本の民主主義の根付き方に疑問を呈し、ナショナリズムの傾向の強い見解を示す文書であった。「高度経済成長の中で、消費社会における利己主義や享楽主義の傾向を戒め、『社会人』や『国民』としての主体を構築することを狙うもの」（梅原 2012a: 202）であり、「資本主義と消費社会化をかなり等置して考えており、共同体原理を守るための道具として資本主義をやむを得ず容認している」（梅原 2018: 11）姿勢が読み取れるとする。

そしてこのような戦前と連続するナショナリズムの色彩の濃い日本国家の理想像が、大きく転換するのが「大平総理の政策研究会報告書」であるという。この報告書の基調である「文化の時代」においては、もはや消費社会は日本社会の前提として肯定されるべきものであり、高度経済成長の成功をどのように「日本文化の特質」として位置付けるかが問題となったのである。そして結局「現代の企業組織や『新しい中間層』のイメージから割り出された『イエ社会』『間柄主義』²⁾という記号を『文化』と考えるにいたった」（梅原 2012a: 37）と結論づける。つまり、「日本の伝統」「日本文化の本質」と「文化の時代」においてみなされたものは、現実において高度経済成長の原動力となった日本の企業組織のあり方を後付けで理論化されたものだと言うのである。同時に現実に存在する「企業組織に基づいた集団モデルを『伝統』と考えることによって、決して変わらない『日本人』という『人種』の『文化』というイメージを作りあげた」のである。最後に、戦中から70年代までのいずれの議論においても「個人に対する集団性の優位を説く試みが行われているわけであるが、この傾向は60年代ごろから国家の定番であり少なくとも、90年代まではこのような認識が続いていると言ひ、梅原は「『日本的なるもの』『文化』が決して変わらないもの」として想定されていることによって「政治」は不可視化され、現状の国家や社会は不変であるとみなされていると結論付ける（梅原 2012a: 34-43）。

以上のように、梅原は一連の研究によって「『文化』は日本の近代にあって、ユートピア的な意味を持つ言葉」（梅原 2018: 10）であって、戦後においてもその「記号」と

者たちの「民族文化」「民族精神」を指す）の象徴として、戦前の天皇制が象徴天皇制へと変化するべきと主張した（梅原 2018: 11）。

- 2) 「中根千枝、土居健郎、村上泰亮、公文俊平、佐藤誠三郎らによって盛んに用いられた概念」であり、「彼らによれば、『人と人との間柄』『個と全体の関係』などを大切にする『間柄主義』は、日本文化においてずっと不変であり、伝統的な社会関係としての『イエ』によって担保され、前後までずっと存続してきたという」（梅原 2012b: 36-7）。

しての役割は連綿と続いているという事実を、ハルトゥーニアンの議論も援用しつつ明らかにした。これは戦後日本政治において「文化」という言葉がいかにもその立場によって異なる意味で使われてきたのか、について明確化を目指す本研究と深く関連するものである。梅原の研究は今後の本論文においてもかなりの部分参照することになる。ただし、戦前から90年代ごろまでの「文化」という語の扱われ方について概観できるものの、現代とのつながり、現代の文化政策と比較して「文化」を考えるとという視点についてはあまり考慮されていない点、「文化の時代」をそれ以前との時代との連続性において把握しており、そのナショナリズム性を強く評価している点などは不足点であると言える。さらに言えば、敗戦直後の文化国家論との関わりについてもあまり言及がなされていない点も挙げられるだろう。以降においては、こうした先行研究の不足点の解消をも目指して論を進めていく。

2.2 リサーチ・クエスチョンと仮説、検証方法

本節では、本研究の章立てについて述べる。まず、序章において本研究の背景を述べ、第1章においては文化政策という概念自体の意義について、国家政策としての側面を強調して整理を行った。また、日本における文化政策の歴史を概観することで、これから記述する事象がどのような時代の流れで生じたものなのかについての把握を行った。第2章の前節においては、主要な先行研究の概要とその課題、不足点について指摘した。

そのうえで、本研究では、「戦後日本の文化政策における『文化』の意味付けの変遷と、その変化の要因」を研究題目に据え、リサーチ・クエスチョンとして「戦後文化政策における『文化』の意味は、どのように変化し、その変化をもたらしたものは何か」を設定する。リサーチ・クエスチョンに対して「戦後文化政策における『文化』の意味は、『敗戦』・『高度経済成長の終焉と革新自治体の登場』・『長期経済停滞』という事象が変化の要因となって、段々と抽象的な概念から経済など『他の分野に資するもの』や『産業』と捉える『文化の道具主義』化が進展するという形で変化してきた」という仮説を立てる。この仮説を検証するために、特に注目する3つの転換点となった時代における文化政策について「事例研究」と「言説分析」を行い、歴史的に記述する。3つの時代とは敗戦直後から占領期にかけて、1970年代、そして2000年代である。また、ここで扱う「言説分析」とは、「言葉によるあらゆる表現」である「言説」を「人々の認識を一定の範囲に制約して行動を方向付ける機能を果たす言語的システムを表すもの」と認識して、「言説が産出されるコンテクストを分析し、また言説によって社会がどのように影響を受け秩序付けられるのか」を解明しようとする手法のことである（西岡2025: 62-3）。

各時代において、それぞれ異なる「文化」に対する言説の潮流があり、それに応じて扱う対象を設定する。敗戦直後から占領期にかけては、政府においては財政ひっ迫という理由から注目すべき文化政策はほとんど行われず、敗戦直後に「新国家建設の目標」として「文化国家」という概念を初出したという役割にとどまる。しかしこの「文化国家」という概念は広く議論の対象となり、様々な論客が文化国家論を展開したという事実を踏まえ、本研究では主に南原繁と恒藤恭という2人の当時を代表する知識人の論を中心に検討を進める。

1970年代は、国家政策というより自治体政策として「文化」が先行して注目を集めた。その代表が松下圭一や梅棹忠夫らが唱えた「文化行政」「行政の文化化」という概念であり、両者の議論の分析に主眼に置く。加えて1970年代末には時の大平正芳首相が高度経済成長の終焉にあたって到来する新時代を「文化の時代」と名付け、「文化の時代」における政策のあり方について検討を行っている。そのため、松下と梅棹という両知識人の議論に加えて、大平正芳首相が掲げた「文化の時代」という概念と比較検討を行う。

2000年代は、それ以前から一転して知識人による議論が先行してあるのではなくて、具体的な政策が法律化され施行される動きが先行する。その嚆矢が2001年に成立、施行された「文化芸術振興基本法」であり、特に2010年代に多くの具体的な施策が推進される。そのいずれにおいても経済に資するような「文化」を推進する「文化の道具主義」化された性格を有するものであり、これは経済低迷を新たな「国難」として位置づけ、それを打破する手段として「文化」が再び脚光を浴びたことの現れであった。この点について、「文化」と密接に関連する「社会包摂」や「多文化共生」の概念と比較し、批判的に検討を行う。

第3章 敗戦～占領期—文化国家論の隆盛

3.1 敗戦後の国家目標としての「文化国家」

1945年のアジア・太平洋戦争の敗北は、まさに国家体制の根本からの変革を余儀なくされたという意味で、一大転換点であるというのは周知の事実である。当然、戦争の完遂・勝利という国家目標も喪失したのであり、総力戦体制の下すべての資源、政策、産業が戦争と結びつけられていたことを考えると、日本という国家全体が今後どのように存続していくべきかについて否応なしに転換を迫られた出来事であると言える。そのような状況にあって、敗戦国日本が最初に定めた国家目標こそが、「文化国家」建設である。

戦時中も「文化国家」が唱えられてはいた。しかし戦時中における「文化国家」は戦争に国家の全てを注ぎ込むという「国防国家」の概念と同一視されるものであった。ナチスドイツの文化統制政策がモデルケースとして称揚され、社会教育行政は文化政策の一分野として位置づけが見直され、戦争遂行に協力的な国民へと「教化」する方針がとられた。「文化」は国家にとって都合の良いものだけがそうみなされるようになり、戦争と整合的な「伝統文化」は保護の対象となり、また「教化」につながる「宣伝」の側面が大きく強調された（新藤 2018a: 93-4）。「文化」の担い手である芸術家や作家らも統制の手段として利用されるとともに、当事者側からも国策として「文化」を盛り上げようとする機運に乗じて「一部の特権階級が占有してきた文化の概念や行為を、国民全体のものとする」ために国家に協力する立場も現れた。しかし、そうした政治に「文化性」を持たせようとする動きは、結局のところ戦争遂行の大きな流れにからめとられ、「文化の政治性」を問う方向性、すなわち各文化領域の連携・結合を政府や軍部の意図に沿う形で進め戦争遂行に協力させるという「文化」に「政治性」を付与する方針がとられ、変質を余儀なくされた（武田 2018）。

国家と「文化」が密接に結びつき、一体となって戦争への道を邁進した末にたどり着いたのは敗戦という免れがたい現実であった。ゆえに、敗戦に伴う大日本帝国という国家の在り様の変革においては、前体制の否定こそが差し迫った課題として認識され、その内実についてはいったん置き去りにされてしまった感が否めない。しかも戦争の否定、「国防国家」から 180 度転換するための新たな国家目標として選ばれた言葉が、戦時中「戦争」「国防国家」と密接に結びついていた「文化国家」であったということも議論の複雑さ、内実の置き去りに拍車をかける形になった。とはいえ、敗戦という国難を乗り越えるべく官民を問わず盛んに議論が交わされたのもまた事実であり、現代にも通ずるような内容も含まれていた。以降は、中村美帆の研究に主に依拠しながら、敗戦直後から 1950 年ごろまでの「文化国家」論を概観する。

まず中村は、戦後最初期に「文化国家」を論じた史料として文部省が 1945 年 9 月 15 日に出した「新日本建設ノ教育方針」を挙げる。

文部省デハ戦争終結ニ関スル大詔ノ御趣旨ヲ奉体シテ世界平和ト人類ノ福祉ニ貢献スベキ新日本ノ建設ニ資スルガ為メ従来ノ戦争遂行ノ要請ニ基ク教育施策ヲ一掃シテ文化国家、道義国家建設ノ根基ニ培フ文教諸施策ノ実行ニ努メテキル（文部省 1945）

この様な前提の下、以下 11 項目にわたって各分野の方針が述べられる文書³⁾であるが、中村によれば、敗戦後 1 ヶ月という GHQ の本格的な占領が始まるわずかな期間に文部省が作成し明文化されたものであり、「文化国家」は日本側の主導によって生み出された新たな国家目標としての概念であったという（中村 2013: 140-1）。戦時中に戦争遂行の旗印として「国防国家」と一体化して語られた「文化国家」という言葉をあえて「新日本建設」のスローガンに充てるとするのは、短期間で全国民がなじみやすい目標を掲げなければならなかった点に加えて、全く同じ言葉にも関わらずその意味するところは 180 度異なるという点に「文化」という言葉の持つ融通無碍さがよく表れている。ここで念頭に置かれている「文化」は日本だけにとどまるものではなく広く「世界」「人類」に共通する「文化」である。「平和国家」と一体となったものであり、「文化国家」「平和国家」の建設を通じて「世界」「人類」に貢献するという意図が貫かれている。

こうして新たな意味を帯びて再生した「文化国家」概念は 1946 年 1 月 1 日のいわゆる「人間宣言」（詔書）においても「旧来ノ陋習ヲ去リ、民意ヲ暢達シ、官民拳ゲテ平和主義ニ徹シ、教養豊カニ文化ヲ築キ、以テ民生ノ向上ヲ図リ、新日本ヲ建設スベシ」（国立国会図書館 1946）と同趣旨の内容が述べられ、1946 年 5 月には文部省『新教育指針』のはしがきにも「国民の再教育によつて、新しい日本を、民主的な、平和的な、文化国家として建てなほすことは、日本の教育者自身が進んではたすべきつとめである」（文部省 1946）と書かれている。こうして「文化国家」は新たな国家目標として急速に浸透し、日本国憲法の衆議院附帯決議（第 4 項）に盛り込まれるに至った（中村 2013: 141-3）。

四、憲法改正案は、基本的人権を尊重して、民主的國家機構を確立し、文化國家として國民の道義的水準を昂揚し、進んで地球表面より一切の戦争を驅逐せんとする高遠な理想を表明したものである。然し新しき世界の進運に適應する如く民衆の思想、感情を涵養し、前記の理想を達成するためには、國を擧げて絶大の努力をなさなければならぬ。吾等は政府が國民の總意を體し熱情と精力とを傾倒して、祖國再建と獨立完成のために邁進せんことを希望するものである。（衆議院 1946）

まさに、平和主義、基本的人権の尊重、国民主権という日本国憲法の三大原則に肩を並べる概念として「文化国家」は存在し、世間一般にも普及し広く知識人の間で議論される題材となった。概念形成の経緯からしても「文化国家」は理念としての意味合いが

3) 11 項目とは、「一 新教育ノ方針」「二 教育ノ体勢」「三 教科書」「四 教職員ニ対スル措置」「五 学徒ニ対スル措置」「六 科学教育」「七 社会教育」「八 青少年団体」「九 宗教」「十 体育」「文部省機構ノ改革」である（文部省 1945）。

色濃く、当時様々に論じられた文化国家論の中心は「国家がどうあるべきかを模索する議論、文化という言葉を用いた国家論という性格」（中村 2013:148）が強く、「『文化』という言葉が意味するところは抽象的な概念に留まることが多い」（中村 2013:148）という指摘がある。「文化」というものとその価値を具体的に想定して、その保護や振興を図るのではなく、言葉の裏に込められた真に達成/解決したいテーマや課題が論じる立場によってそれぞれ別に存在することが、概念形成期からすでに起こっていたのである。

多様な文化国家論を考察するにあたって、中村は「①消極国家か、積極国家か、②コスモポリタニズムか、ナショナリズムか、③軍国主義か、平和主義か、④国家は文化の主体か、それとも文化と距離を置くか、⑤集団重視か、個人重視か」（中村 2013:148）という5つの分析軸を設定し、当時発表された計54件の文献を分析している。その結果、敗戦から占領期にかけてなされた文化国家論の特徴として「軍国主義と決別した平和国家であること」「国家が文化の主体ではないことが明確化されたことによって、国民ないし民衆が文化国家の担い手で国家はその支援に留まるという認識が強調されたこと」「個人を尊重することが原則として確認されたこと」（中村 2013:151）の3点を挙げる。

まず1点目の平和国家については、従来の国家観を否定して新たな国家目標を掲げるという認識に基づく議論が大半である。さらに単に武力を持たないだけでなく、「文化」の持つ世界性や普遍性の重要性を訴えそれを進んで涵養しようという積極的な文化国家像が提唱されているという。これは、自国文化の矜持を保ちつつ、偏狭なナショナリズムに陥らずに世界を意識する国家像という分析軸②による結果とも重なる。2点目の「文化の主体」についても、従来の国家主義全体主義的な「文化国家」への反省が共有されていることの現れであり、国家の主体性を取り除き国民や民衆が「文化」の担い手となるために民主主義的な教育の重要性と絡めて論じられる場合が多かった。ただしこの場合の国家は「小さな政府」的な消極国家ではなく、教育や国民の生活安定のために国家は必要な策を講じるべきであるという意味においては、積極国家であるという点が分析軸①による結果である。

そして3点目の個人の尊重という原則の確認が当時の文化国家論の核となる部分である。法治国家という言葉は元来、国家の専制から個人の自由や権利を守ろうとする概念であったが、ドイツで生まれた「文化国家」概念は、国家による「文化」への介入という法治国家の弊害を防ぐために生み出された考え方であり、「個人」「権利」「自由」といった思想を否定するという、法治国家の反対語としての側面を有していた⁴⁾。それ

4) 19世紀のドイツにおいて「文化」、とりわけ大学や学問の自治を重視する立場の知識人たちが「『政府が確固とした合理的原理に基づいて行動すること』、つまり、『合法性』を

ゆえ、「文化国家」は全体主義的傾向を強める余地をその性質上当初から持っており、日本に輸入され戦争へと組み込まれる中で、結果的に「国防国家」と一体化するに至った⁵⁾。その反省からスタートしている文化国家論は、民主主義の思想や個人の自由・権利といった概念を導入し、消極的自由だけでなく民衆による積極的自由の要求をも社会権として捉えられるように人権観を変化させ、よって「法治国家の反対語」から法治国家が守ろうとする「個人」「自由」「権利」と両立する概念へ変化したのである。つまりは、戦後日本の理想(端的には憲法の三大原則)を体現する国家像としての「文化国家」が前提として存在し、様々な文化国家論が議論されていたのである(中村 2013:148-52)。

この意味において、「文化国家」は多分に理想的、理想的性格が色濃く、結果としてその内実は希薄であるという批判や、「軍事国家の代替」としての役割にすぎなかったという指摘もなされる(吉見 2021)。当時においても「形を変えた国家主義に過ぎないのではないか」、「消去法で提示された国家像」であり、「形式的合言葉にすぎない」という見解も論じられていた(中村 2013:149)。これらの指摘も踏まえ、次節では主に南原繁と恒藤恭という当時を代表する論客の文化国家論とそれを分析した先行研究を具体的に検証し、当時の「文化国家」とその意味するところについて筆者なりの見解を論じていく。

3.2 「文化国家論」の内実—南原繁と恒藤恭を例に—

3.2-1 南原繁の文化国家論

南原繁は 1889 年生まれの、無教会主義キリスト教の信仰を持つ政治学者で 1945 年 12 月に東京帝国大学の総長に就任し、講和問題の際には全面講和を主張し、吉田茂首相から「曲学阿世の徒」と批判され論争を繰り広げるなど、当時を代表する論客の一人であった。梅原によれば、南原の関心の中心は、『宗教』(南原の場合はプロテスタントが想定されていた)と『個人』の関係、そしてそれらと『共同体』『国家』との関係がどのようにあるべきかという問題(梅原 2018: 2)であり、この問題の考察を通じて文化国家論が浮上してくるという。

要求する『法治国家』という観念」が提起された。しかし「法治国家」は同時に官僚制的システムの発展をも促すため、それが大学の統治にまで及ぶことへの危機感から、国家が「最大限の援助と最大限の自治を確保する」という「文化国家」概念が、国家と知識人との「独特の妥協」の結果として生み出された(小林 1996: 41-2)。国家の「文化」への、ある種積極的な関与が認められたことは、ナチスドイツによる過度な「文化」統制にもつながった。

5) 中村は日本の戦時中の「文化国家」について、「特に『国家』が重視され、没個人的な国民の国家への統合、今日的に言えば全体主義に通じる国家像」が提示されていたと指摘する(中村 2013: 140)。

クリスチャンとして、大学人として「教育や信仰によってむすばれる共同体をそれ自体として自明視する態度を身につけてきた」（加藤 1997:110）南原にとって、自由主義やその根本をなす個人主義は批判の対象であった。「『自己みずからの裡にその独立性と自己決定性を有し、他の何者にも自己存立の本質を負う』自律的な主体」（加藤 1997:109）という、個人人格の自由を想定する個人主義に一定の意義を認めつつも、「『人間相互の結合』の意味を否定し、したがって、『政治的共同体それ自身の客観的意義と秩序原理』をたてることができない」（加藤 1997:110）限界があると見抜き、一層、共同体論の構築が必要とされたのである。そして南原は、18世紀末のドイツの哲学者フィヒテの研究を通じて、自身の共同体論の考察を深めていく。それは「人間は孤立して存在するものでなく、社会のうちに他人と共同して生活するものであるから、おのおのの人格の道徳的意志と行為は、自己が他人に対する関係、あるいは社会の全体に対する関係」⁶⁾の想定を議論の前提に置いたうえで、個人人格の自由を認める共同体論であり、かつ個人主義批判の先にある「真の個性たる『道徳的個性』」を持つ個人を想定する概念であった（梅原 2018:3-4）。

梅原によれば、その特徴は2点にまとめられる。1点目は、普遍的な「人類社会理想」と結合した「民族」の国家を理想とする点である。ここにおいての「社会」とは古代から連綿と受け継がれてきた自然法思想が構想した、抽象的な社会の構成原理である。この歴史に根差した普遍的な「人類社会理想」が結びつき、単に抽象的でない「道徳的人格の自立」という真の個人人格の自由を土台とした「民族共同体」こそが南原の想定する理想的な共同体であって、単一民族至上主義的なナチスドイツや日本の右翼による「民族国家理想」は排されるべきであるのだ。2点目はこうした自然法思想が考える社会共同体と結合する「文化共同体」の基礎として南原は「文化」を捉えている点である。南原にとって「文化」とは人間の感覚的な認識能力や感情といった「自由の前提である感性的な諸力を追求すること」（梅原 2018:6）であって、「国家」は教育という手段によって文化を追求するものである。この時「文化」は「『民族』固有のものであり、同時に人類全体のもの」（梅原 2018:6）として存在するのだが、普遍性と道徳性、民族性を併せ持つ共同体だからこそ併存ができるのである（梅原 2018:3-6）

この様な「文化」と「国家」が密接に関連した関係において、南原の文化国家論があるのだが、梅原は「新日本文化の創造—紀元節における演述—」（1946年2月11日）、「天長節」（1946年4月29日）、「大学の再建—新制入学式における演述—」（1949年7月7日）という3つの演説を分析し、南原の文化国家論の要点として3点を挙げる。

6) ここでは、社会は自己と他人の関係において成り立つことを前提に置いており、「文化」を「人間が営む生活の総体」と置いている本研究の問題意識とも共通する。

第一に、「精神革命」を行える，自由な個人によって構成される．これはカントの形式としての個人概念を継承したフィヒテの「道徳的人格の自立」に基づく．

第二に，刷新された天皇制に基づき，人類の高貴な理想を実現する国家である．これはフィヒテを「人類社会理想と民族国家理想が固く内的に結合される」と解釈したことに基づく．

第三に，一般的教養を導入し刷新された大学によって支えられる．これはフィヒテの「感性的な諸力を探求し，あらゆる方法をもってこれを無限に高め，また豊富にする」という「感性文化」を向上させる国家のこともである．（梅原 2018: 9）

この南原の国家論は，先述した当時の大半の文化国家論とは少々趣が異なる．それは，戦時中に大日本帝国の国家元首として軍国主義，全体主義のシンボルとみなされていた天皇制を文化国家論に組み込み，その存在を肯定している点に由来するだろう．この点について梅原は，京都学派の高山岩男による文化国家論と比較しながら，その意味を探っている．「期待される人間像」に代表される，高山のナショナリズム的，反資本主義的な文化国家論は先述の通り（第 2 章 1 項）だが，それと南原の主張の共通点として「天皇制を日本の共同体原理（すなわち『文化』）と考えている」（梅原 2018: 12）点と資本主義の弊害に着目し，改革すべきだと考えている点の 2 点を挙げる．すなわち「共同体原理と文化を強く結びつけようとする意図」という重要な部分で議論が重なると指摘している（梅原 2018: 11-2）．これは，南原繁のような個人人格の自由を掲げ，人類の普遍的な理想社会を構想していたと解されることの多い思想家であっても，その文化国家論においては結局のところ，「天皇制」を軸とするナショナリズム（共同体原理）に立脚して展開しているとみなし得る一つの現れと言える．つまりは，敗戦という国難に直面し，従来为国家体制では存続不可能に追い込まれた時代状況にあって，「改善」の手段として自由な個人を前提とした「文化国家」を導き出したものの根本からの「変革」ではなく，深いところで戦時中の「国防国家と一体化した文化国家」と結びついていたと解されるだろう．

南原繁という，当時世間に絶大な影響力を持っていた論客の掲げる「文化国家」であっても，その実戦争の影を引きずっていたという事実からは，その他の文化国家論においても憲法の三大原則の実現や民主化と結びついた新生日本の国家目標たり得る「文化国家」を「お題目」としては唱えながらも，結局は戦前の国家主義的「文化政策」の焼き直しであると世間が受け取ったのではないかという推測もできる．

これを示唆すると捉えられる研究に，田中友加里による，敗戦後に京都府立盲学校校長に就任し，「文化国家の建設」を訴えて精力的に活動した島田俊平という人物の足跡をたどるものがある（田中友加里 2023）．島田は自身の身体障害や盲学校の教諭という

経験を通じて人生における「逆境」を「修養主義」⁷⁾によって克服しようという思想を体得していた。そんな島田にとって敗戦という出来事は、「昭和天皇もまた『逆境』の存在」であり「『帝国ノ受クヘキ苦難』は、島田自身の『苦難』とみなす契機であり、「『耐へ難きを耐へ』て再び『大日本帝国』を『興隆』させることが、彼の『新生涯』となった」(田中友加里 2023: 64-5) ののである。ここにおいて、敗戦後突如国家単位で叫ばれ、教育界にも多大な影響を及ぼした「文化国家」というスローガンは、まさに島田の新たな目標である「大日本帝国の興隆」とぴったり重なった。敗戦によって達成が不可能になった「『大日本帝国の興隆』を『文化国家』への飛躍をもって成し遂げよう」と(田中友加里 2023: 69)、特に目の不自由な人の処遇改善を求めて国会請願を行うなど精力的に活動し、運動を通じて島田の文化国家論の内実が作られていった。それは「基本的人権の思想に基づき、『盲啞人』とそうでない者の間の垣根を取り除き、徹底的な平等と自由を実現する国家」の構想であった(田中友加里 2023: 69)。

ここで注目したいのは、島田が、個人の修養によって「逆境」を超越しようとするある種の個人主義的志向を持ち、基本的人権に基づく積極的な活動を行っていたという事実が、「大日本帝国の興隆」という一大目標に裏打ちされていた点である。すなわち、この島田の文化国家論はまさしく新生日本の大目標である「文化国家」建設を「お題目」として扱い、その実、戦時中の発想と同根であると言える。このような形式的なものに留まる文化国家論の実態は、当時の国民的な文化国家論ブームに伴い徐々に明らかになり、それゆえ一時的なものにとどまり、衰退していった⁸⁾のではないだろうか。そもそも、「文化」を重視し「生活の質の向上」を図ろうとする前に大前提として「生活基盤立て直し」が最優先課題とみなされたということも大いにあるだろう。一方で、単なる「お題目」ととどまらず、民主・平和といった理念と関連させて、「文化国家」の内実を構想し、実現を目指そうとする知識人もいたのも事実である。次節ではその具体例として、恒藤恭を取り上げる。

3.2-2 恒藤恭の文化国家論

恒藤恭は 1888 年に生まれ、日本における法哲学の確立に寄与した法哲学者であり、戦後初代の大阪市立大学長に就任し、平和主義や民主主義を定着させるため精力的な活

7) 「『人格至上主義』と『努力第一主義』をもって、『現在の自己の職責を忠実に果たせ』という等身大の『立身出世』を志す」思想であり、「日露戦争後の国家目標喪失という時代状況のなかで生まれた」もの(田中友加里 2023: 58)。

8) 中村は、1950 年代に文化国家論が衰退した要因として「文化国家から経済国家へ国家目標が変化したこと」という外在的要因と、政府の側に「国家が文化の主体となることを認めた『文化国家主義 (Kulturstaat)』と一線を画する意図があった」という内在的要因を挙げている(中村 2013: 144-8)。

動を展開した、南原とともに当時を代表する知識人である。また、第一高等学校時代に同期であった芥川龍之介の親友としても知られる。

恒藤の文化国家論を詳細に分析した研究に広川禎秀のものがある。広川は、恒藤が「民主国家」「平和国家」と共に新日本建設の理念として掲げられた「文化国家」の理念が「『多くの人々は其れがどのやうなものであるかといふことを問題とすることもしないで、謂はばそれを丸呑みにして受け容れた』状態」である指摘していると述べる。そしてその理由として、同時期の昭和天皇の勅語の中に「文化国家」という言葉がしばしば使われている事実を挙げ⁹⁾、「昭和天皇は戦時中の軍国主義的独裁政治体制の最高責任者で……一転して『平和国家』、『文化国家』を説く変身ぶりは唐突であり、それらの言葉を空疎なものにする一要因」（広川 2003: 91）となったと分析する。当時流行した「お題目」としての文化国家論という側面に注意を向けているのである。

しかし、恒藤の文化国家論はそうした論調とは一線を画する。敗戦にともなう武力や産業力の喪失によって消極的に浮かび上がった「文化国家」という概念に対して、しかもそれすら敗戦直後の経済危機と困窮によって否定されかねない状況にあって、「『文化国家トハ何ゾヤ』ノ問題, 『コノ Ideal ガ現在ノ我々ニトツテイカナル意義ヲモツカノ問題』」（広川 2003: 91）として、積極的意義の明確化が重要と考えていた。つまり、敗戦を乗り越える新たなスローガンとしての「文化国家」ではなく、敗戦によって仕方なく浮上した、戦時の理念の代用でしかない「文化国家」が広く語られており、そうである以上そこに新しい意味を込められないという状況を恒藤は問題視していたのであり、実現に向けた具体的な方策を考える所に恒藤の文化国家論の主眼がある。

広川は、恒藤の文化観を「文化は人間（個人および集団）の生活に対する連関を媒介することによってのみ文化としての有機的・具体的構造を保有しうる」と考えているとみて、「文化国家」はその性格から「統治団体としての国家」にとどまらず「国民共同体としての国家」に関する問題であるとした¹⁰⁾。これは、様々な「文化形象」¹¹⁾が社会集団において深く連関し、よって全体的構造が立ち上がり「文化」が成立するからでもある。加えて広川は恒藤の考える「文化」は社会集団とりわけ民族や国家と深い関係を

9) 例えば、日本国憲法公布記念式典における勅語の中に、「朕は、国民と共に、全力をあげ、相携へて、この憲法を正しく運用し、節度と責任とを重んじ、自由と平和とを愛する文化国家を建設するやうに努めたいと思ふ」（参議院憲法審査会 1946）という記述がある。

10) 広川によると、「恒藤は、国民という概念は、統治団体としての国家と国民共同体としての国家という二つの意味があると考えていた」（広川 2003: 92）。

11) 飯吉弘子によれば「『文化形象』とは、『言語、芸術、学問、宗教、法律、政治組織、習俗、経済、技術、等々』のような『文化の構成要素』のことであり、恒藤は「『諸種の文化形象が一定の秩序にしたがって互ひに結合し、連関して、統一的・全体的構造をかたちづくる』ところにこそ文化は成立する」との指摘を行っている」（飯吉 2012: 83-4）。

持つが、これらは絶対的なものでなく、世界的・人類的社会が地盤となるものである点にも注意を向けている（広川 2003: 92）。こうした恒藤の文化観は、精神的/物質的文化や有益/無益な文化、あるいは民族・国家と一体化した文化といった区別をせずに、相互に関連し、生活を形作ることによって「文化」は成立するという考え方と言える。人間の生活一般が「文化」とみなされ得る考えでもあり、行き過ぎたナショナリズム・国家主義を警戒しての言説とも言えるだろう。

このような文化観から導き出される文化国家論は、当然国家の基本的性格に関わるものとなり、経済復興などの「物質的文化」を全否定するものでもなく、かといってそれだけを追い求めるのでもなく、「精神的文化」との均衡と調和が必要であるとの主張に至る（広川 2003: 93）。そして「文化国家トハ何ゾヤ」のレジユメのうち、結論部にあたる「文化国家ノ本質」において以下のような記述がなされる。

(1) 超現実的世界ヨリハ現実的世界ヲ重ンズル

Humanism——近代の性格

教会中心カラ国家中心へ

(2) 多面的文化構造ノ有機的統一

a) 好戦主義, Militarism ノ反対

国防国家, 武力国家ノ反対

b) 産業国家, 商業国家ヘノ反対

c) 権力国家, 官僚国家ヘノ反対（広川 2003: 93）

(1) においては、単なる理念にとどまらない現実的なアプローチをとることを目指し、(2) においては、まさに戦争の原因となった国家の様々な性格の強烈な反省の上に「文化国家」を構想していると読み取れる。この「文化国家」は従来の国家の「改善」による立て直しの結果ではなく、根本から「変革」させたいという大きな意義を持つものであるために、「平和国家」「民主国家」という概念と密接に関連しながらも、それ自体に独自のものとして構想される。なぜならこれらの概念は敗戦によって日本が疑義を唱えるまでもなく受け入れざるを得ないものであるのに対し、「文化国家の理念にこそ、国民的努力

12) 「恒藤の日本文化観は、このように、本来的な謙虚で素直な態度で西洋文化を含む他の文化も深く理解して正しく受容・消化するという本来的特徴を持つものだとされている。古来の日本のあり方に立ち返る視点を同様に持つはいるが、1930年代の京都学派が展開していた『近代の超克』論の考え方——『近代の外から近代を否定』し『とにかく復古主義や国粹主義と結びやす』かった考え方——とは大いに異なるもの」という評価がある（飯吉 2012: 88）。

のいっそう高い主体的目標が掲げられるべき」(広川 2003: 95) だからである。「平和」「民主」という理念は敗戦した以上、掲げるしかないものである一方で、「文化国家」はプラス α で積極的に日本人が作り出すものと恒藤は考えた。その意味で「文化国家」の中に「平和」「民主」の意味合いを入れ込まず(無論密接に関連するが)、それ自身に固有の理念を構想する恒藤の思想は、単なる戦前のスローガンの表裏にとどまらない意義があると言える。

また「b) 産業国家, 商業国家への反対」の記述は「経済復興と文化発展を対立させ、経済復興に文化発展を従属させる考え方」(広川 2003: 94) を恒藤が批判していることの現れであるが、あくまで精神的/物質的文化という二項対立における物質的文化だけを重視する姿勢を戒めたもので、その重要性を否定しているわけではない。むしろ「多面的文化構造ノ有機的統一」の観点から、人々の生活や地方の充実にも大きな関心を寄せていた。「生活文化」という「日常生活ニシツクリ結ビツイタ文化」「一般人が日常生活において必要とし、産出する文化」(広川 2003: 96) にも目を向け、生活という視点から「文化国家」を再定義しようとする姿勢もうかがえる。加えて、実際に多くの国民が生活を営む場である地方における「文化」についても、「中央文化」に対置する形で独自の個性を有する「地方文化」として考察を行っていた。その一例として、大阪市の復興の方向性について、「大都市と都市の市民はとくに大きな能動的役割を担うべきである」(飯吉 2012: 90) との認識の下、大阪市を「大産業都市」かつ「大文化都市」にすべきという主張を行った。戦災によって失われた産業都市としての一面も文化の一環として位置付けつつ、また大きな戦火をまぬかれた京都市と比較して、「全く自由な立場から文化都市としての新たな出発が出来るとの見解」(飯吉 2012: 90) を示したのである¹³⁾。

そして、こうした「生活文化」や「地方文化」の担い手として、恒藤は「民主主義的国家における個人としての自覚と『政治的関心』を持ち『政治的实践』を行う個人の存在」(飯吉 2012: 91) を念頭に置いていた¹⁴⁾、南原の「個人人格の自由」からさらに発展して、民主主義的成熟を一人一人が成し遂げたいうで実際に行動をすることで「文化国家」の建設がなし得ると恒藤は考えた。このように「国家」と「個人」だけでなく、「実践する個人」とその場としてあるべき都市・地方をも具体的に構想し、「日常生活

13) 現状は恒藤の構想とは異なり、京都にのみ「文化都市」としてのイメージが定着しきっている感がある。しかしそこに付与されたイメージは「民主」「平和」という性格を持った「文化」ではなく、「日本文化」「伝統」という意味であって、ナショナリズムに利用されやすく、「文化財の宝庫」という意味合いでは、文化財保護に軸足を置いてきた文化庁文化政策の象徴とも言える。

14) 後述する松下圭一の「市民」観とかなりの程度一致する。

と結合した生活文化を重視」し、「国民生活に密着した文化にまで目を向け、文化国家論を深く、体系的に理念化しようとした」(広川 2003: 96) 恒藤の姿勢は注目に値する。

3.2-3 小括

以上、南原繁と恒藤恭という敗戦後を代表する論者による文化国家論を、先行研究を基に概観した。両者はともに、敗戦後の日本について「単純に西欧近代国家をモデルとするものではなく、戦争放棄という条件の下で、独自の歴史的性格を有する文化国家」(広川 2003: 94) の建設を構想していた点では共通していた。しかし、その手段を巡っては少なからぬ違いがあったと言えるだろう。

改めて南原と恒藤の相違点を挙げるとすれば大きく二点あげられるだろう。一点目として、南原は深いところでナショナリズムと強く結びついていたのに対し、恒藤のそれは普遍主義的な色合いが濃かった。二点目は、一点目にも関連するが国家をどう捉えるかという相違である。南原は「個人人格の自由」を説きつつも、あくまで「文化国家」の建設については天皇制や国家に大きな役割を期待していた一方、恒藤は戦前的な国家への痛切な反省に立ち、「生活」や「地方」を組み込むことでより具体的に「文化国家」を実践からどう建設するかについての視点を備えていた。桐山孝信は「民族と平和」という点について南原と恒藤の言説を比較し、南原は「あくまでも日本のあるべきナショナリズムを信奉」しており「自主独立による日本社会再建の姿勢」を重視していた一方、恒藤は「ポツダム宣言の民主化条項や日本国憲法の改正にあたっての平和主義を方向として認められるべきものとして受け入れ、政策決定において考慮する要素とみる『現実主義的』アプローチ」ととっていたと結論しているが(桐山 2023)、これは両者の文化国家論においても当てはまり得る評価であろう。

こうした相違は、のちの時代においても「文化」についての対照的な認識において類似してみられる。すなわち、南原のナショナリズムと結びついた文化国家論は京都学派的な文化認識や、その解釈に大きな変更を加えつつも部分的に受け継ぐ梅棹忠夫の議論と類似し、恒藤の「地方」や民主主義的成熟を果たした「個人」を念頭に置く文化国家論は中央—地方の伝統的な関係性を批判し、地域における「市民文化」の創出を訴えた松下圭一らの「文化行政」議論の先駆けとも捉えられるだろう。70年代後半以降に改めて政治の場において注目される「文化」という言葉と、その解釈の違いについての議論の源流は、この敗戦直後に流行した「文化国家論」にあるとみなし得るのではないか。

一方で、個人のあり方や民主主義、平和主義といった憲法の原則にも密接に関連するこれらの文化国家論は、現代に生きる我々や当時の経済的困窮にあえぐ人々からすれば多分に理念的であり、いかにして生活の改善に資するかという点についてはかなり難解であるのも事実である。その意味では、「文化国家」という言葉にどんな理想を込めるべきかについての議論であり、「文化の道具主義」は全くなされていないとみるべきだ

ろう。このことは文化国家論の意義を見えづらくし、恒藤のように単に「精神的文化」のみを重視するのではなく、経済的利益や政治、法律など「物質的文化」にも目を配り、その調和の重要性を説く文化国家論も存在していたにもかかわらず、文化国家論は全て実生活の改善には寄与しない議論と認識される結果につながっただろう。敗戦後様々に叫ばれた多様な文化国家論をその難解さから、一緒くたに机上の空論として、真正面からの検討をしないまま、経済復興という分かりやすく切実な目標の実現に国家全体がまい進する¹⁵⁾という、結局は戦前と同一の、目標を掲げ、その実現だけを絶対視する国家へとすり替わってしまったのである。

この点について、恒藤は国民の文化国家に対する意欲の弛緩への指摘を1957年に行っている。「経済復興による安易な『自信の回復』が、近現代を貫く日本の物質文明に偏った文化のあり方への『自己反省、自己批判』の必要を忘れさせることを危惧し、『根拠ある自信』ではないのではないかと指摘」（広川 2003: 98）した。高度経済成長への疑義とも言えるこうした指摘は、京都学派的な戦前への回帰をもくろむ形での資本主義批判ではない点に注意しつつも、重要である。しかし結局のところ、恒藤のこの指摘やそもそもの「文化国家」の実現すら「経済復興」という国家的スローガンの中では顧みられることなく、国政における「文化」に関する議論、つまり文部省や文化庁主導の文化政策は文化財保護の視点からのみ語られる時代が続いた¹⁶⁾。

第4章 1970年代—「文化行政」と「文化の時代」

4.1 高度経済成長期の終焉と「文化」

第3章では、主に敗戦直後から1950年ごろまでの文化国家論のうち、南原繁と恒藤恭に着目し、彼らの文化国家論を振り返ると共にその違いを明らかにし、一口に「文化国家論」と言ってもその内実に大きな違いがあるという事実を確認した。一方は戦中期

15) 広川は「『経済復興』あつての『文化国家』という考え方は、当時の支配的な考え方であり、その後も日本の支配的な考え方であった」と指摘し、その注釈において1982年に中曽根康弘首相が掲げた「たくましい文化の創造」を引用し、「経済復興なくして文化国家なしという見方」が残存していたことに注意を向ける（広川 2003: 94, 99）。引用部分は、「終戦直後（中略）焼け跡に立っての文化国家・福祉国家の叫びは（中略）国民が切望した新しい価値」であるが「直面していた困難の前には、一片の理念や理想にしかすぎませんでした」（外務省 1983）と指摘する箇所である。

16) 国家の文化政策の顔とも言える国立劇場の建設に際してもこうした姿勢は貫かれた。文化財保護の文脈に位置づけられる国立劇場の性格については、辻慎一郎（2024）やベルクマン・アンネグレート（2025）を参照されたい。

のナショナリズムや国防国家と一体になった文化国家とつながるものであり、他方は真に新生日本建設に資するための全く新しい「民主主義」や「平和主義」と結びついた「文化国家」を構想するものであったという相違である。しかし、いずれの立場も経済復興や日々の国民生活の立て直しという現実上の大問題の前には、それを上回る、あるいは少なくとも両立し得ると国民が認識するだけの議論を展開させられず、国家目標から「文化国家」という概念が失われていった。目標としての「文化国家」が失われた文化政策は、文化財保護のみに主眼が置かれ、その枠を超えることができなかった。

「文化国家」という国家目標を置き去りにして、復興への道をひたすらに邁進した日本は、高度経済成長期を迎え、一層経済成長を目指してその歩みを進めた。しかしそうした国家の姿勢によって生まれた歪みは次第に顕在化していく。四大公害や過疎・過密、福祉問題などが代表例であるが、これら高度経済成長の負の側面が明らかになっていくにつれて、是正を求める地域住民の運動も活発化した。そして各社会問題の是正にも、住民たちの要望にも対応を迫られたのが地方自治体である。自治体は従来の経済成長を至上命題とする姿勢を改め、転換を余儀なくされ始めた。また高度経済成長自体も72年のオイルショックにより終焉を迎えたことも大きな要因である。こうした背景により、各地で非自民勢力が擁立した候補者が首長選挙にて勝利をおさめ、いわゆる革新自治体が多数誕生するに至った。住民目線で福祉政策の拡充や都市問題解消を重視する革新自治体は住民の支持を集め、その流れは国政においても伝播し、自民党内の派閥争いの激化も相まって70年代を通じて自民党の議席は減少傾向が顕著となり¹⁷⁾、その対策が急務となった。

このような時代の中、革新自治体においても自民党政権においても政策のキーワードとされたのが「文化」という言葉であった。革新自治体では住民の生活の質を向上させるために、行政はあらゆるサービスを改革し洗練させなければならないという問題意識の下、「文化行政」や「行政の文化化」という概念が重視された。自民党政権では78年に首相に就任した大平正芳が、高度経済成長期以降は「近代を超える時代」という時代認識に立って「文化の時代」の到来を宣言し、「文化の要請」に即した政策を執り行うべきであるとの方向性を示した。敗戦という未曾有の国難を乗り越えるために注目されたこの言葉が、単に「文化財保護」を意味する文化庁文化政策としての用法を超え、高度経済成長の終焉という新たな国難を打破するためのスローガンとして再発見されたのである。

17) 1969年総選挙では288議席を得た自民党であったが、1976年総選挙では249議席と結党以来、初めて公認候補の当選者数が衆議院での過半数を割った。さらに1979年総選挙でも248議席にとどまり、過半数回復には至らなかった。

敗戦から占領期にかけての文化国家論と同様、この70年代における「文化」の用法、意味するところもその立場によって大きく異なっていた。主として2つの文化認識の路線があると考えられる。1つ目は革新自治体の理論的主柱として熱心な活動を展開した政治学者の松下圭一らにおけるものである。彼らの主張の趣旨は、明治以降続く西洋化の一環として把握される高度経済成長は日本に大量生産・消費社会をもたらしたが、悪しき「日本の伝統」と共にその弊害に目を向け真摯に反省し、地域社会において新たな「市民文化」を形成すべきであるというものである。2つ目の路線は、大平内閣の「文化の時代」に代表される、「近代化＝西洋化」により「日本文化」に対するコンプレックスと過度な独自性強調が強まった点を認識し、時代の転換点にあつて「近代を超える時代」を模索するというものである。この際、梅棹忠夫が消費文化を肯定する論を展開し、先述した京都学派的な日本の「独自性」を強調する文化観から国家の立場を転換させる役割を果たした。

次節以降においては、これら2つの文化認識の違いを松下圭一らの議論と梅棹忠夫の議論を比較して検討し、さらに「文化の時代」研究報告書における文化認識を分析する。そして「文化の時代」研究報告書は、松下らの革新的な文化観と、従来のナショナリズムの色彩の濃い文化観を、梅棹の議論によって混合し中庸化したものであると指摘する。最後に、「文化行政」「文化の時代」の議論が80年代に入ると次第にその意味を変質させ、時代の転換点において行政の自己改革のツールとして用いられたはずの「文化」が、むしろ既存の概念となり経済との結びつきを強めていくことを確認する。

4.2 「文化行政」「行政の文化化」とは一松下圭一と梅棹忠夫一

4.2-1 松下圭一の「文化行政」「行政の文化化」

松下圭一は戦後を代表する政治学者の一人であり、主に革新自治体の拠り所となるような理論体系を構築し、議論を主導したイデオログとして知られる。同時期に同じく「文化行政」の実現を訴えていた民俗学者の梅棹忠夫と同様の主張を行っていたとみなされることも多い。両者の主張によって自治体文化行政は先進的な自治体において、文化行政の教育委員会からの分離と「市民文化」形成を目的として実施されたと理解されてきた。しかし実のところ両者の論調には少なからぬ相違があり、その相違の適切な把握が、当時の文化行政論を検討する上で重要となる。この点について、田中淳士が「自治体文化行政の議論を把握するにあたっては、梅棹は国策に近い位置におり、逆に松下は自治体、特に革新政党に近い位置にいたという二人の政治的立場の差異」（田中淳士 2023: 44）に注意するよう促している。田中は保革対立の観点から、国政における教育行政と地域開発行政の関係や、自治体文化行政と国政文化行政の関係の再考を試みているものの（田中淳士 2023: 44-53）、松下と梅棹の議論の違いについては必ずしも明確で

はない。そこで本節と次節において先行研究にも依拠しつつ、両者の議論をより詳細に検討するし、相違点並びに共通点を一層明確にしていく。

松下の文化行政論の基盤となる概念は、「市民」「市民自治」、そして「市民文化」の3点である。「自由・平等という共和感覚を持った自発的人間型、したがって市民自治を可能とする政治への主体的参加という特性をふまえた人間型」としての「市民」が、政府（地方自治体）や政策を選ぶ主体かつ客体となって「市民自治」を行うことで、「市民が存在するとすれば、市民が当然もつであろうような生活様式、あるいは価値意識・行動準則、それにとまなう表現活動によってうみだされる文化状況」たる「市民文化」を形成し、より豊かなものにしていくという発想である。自治体行政の役割はこうした「市民自治」が円滑に進むよう、補助的な役割を担う。具体的には、高度経済成長によって大衆社会が到来した結果として目指すことが可能になった「生活の質」を高めることや、地域アイデンティティの確立・自立を目的として、「都市型社会における市民の政策公準」であるシビル・ミニマムを設定し¹⁸⁾、これを基に各種行政を執り行うことである（梅原 2007a: 32-4）。このような「市民」を起点とする自治体行政のあり方を「文化行政」とみなし、従来の体制の抜本的改革（「行政の文化化」）の完遂によって、実現を目指した。

上記が、松下の文化行政論の概要であるが、では松下が問題視し転換の必要性を訴えたそれまでの日本の構造的課題とはいかなるものであったのか。松下は「市民」自らが地域において「市民文化」を形成し「自治」を行うことを理想とし、そのモデルとして近代欧米諸国を想定していた。これらの国々のあり方に対して、日本は特に明治近代化以降、「『官』たる〈公〉が〈私〉を統治する」原則が日本人全体の行動を規制しており、これは「討論や情報公開の少なさ、都市=ミヤコ=工業経済 対 地方・農村=ヒナ=伝統という対立軸」の存在によって存続が可能となったという（梅原 2007: 34）。ここにおいては、中央官僚主導の行政スタイルによって地方は収奪の対象となり、大量生産・大量消費社会は実現されたものの、それ自体が「文化」とみなされ、公害問題や都市と地方の様々な格差といった住民の「生活の質」に悪影響を及ぼす弊害は見逃されてしまう。ゆえに、人々が一定の「ゆとり」を得た時代にあっては、一度立ち止まってこうした状

18) 松下によれば、設定に際しては、シビル・ミニマムは「都市」という地域社会における社会保障と、「社会資本—住宅・市民施設・都市装置—」と「社会保健—公共衛生・食品衛生・公害抑止—」からなる「市民」の「生活権」の確立を目的とすることを踏まえ、「多様な市民参加システムの造出」が不可欠となる。それゆえに「行政機構の体質の全体、それに市民の価値意識ないし文化水準がラジカルに問われ」る。さらに松下は自治体におけるシビル・ミニマムの実現がナショナル・ミニマムの実現、つまり国家における統治構造全体の変革をもたらすとも構想する（松下 1973）。この議論は「行政の文化化」などの概念を論じるより以前のものであるが、その問題意識は共通している。

況への反省し打ち破り、そして「市民自治」分権的体制の構築によって「市民文化」を育んでいかなければならないというのが松下の問題意識であり、「先進国、後進国をふくめて市民運動が国際的ひろがりをもって提示する普遍的問題設定」（松下 1981:7）であるとする。

以上のような問題への解決手段として、松下が掲げる概念こそ「文化行政」である。これは自治体の行政改革と一体不可分な関係にあり、「市民自治の原則」「基礎自治体主導の原則」「行政革新の原則」という3つの原則から成り立つ（松下 1981:9）。これらの原則は通常行政としての一般的な原則であるとしても違和感のないものであるが、先にみたように『市民文化』の形成は生活の質の見直し、自治・分権システムの形成という課題そのものであるから、行政の一般原則がそのまま『文化行政』の原則となることは必然であると梅原は指摘する（梅原 2007a:35）。その上で、既存のままの体制であっては、また単に「文化行政」という看板を掲げて従来通りの行政スタイルを続けるだけでは、「文化行政」「市民文化」の形成は達成されないため、3つの原則の中でもとりわけ「行政革新の原則」という行政の自己革新を志向する原則が最も重要となる¹⁹⁾。その手段として「行政の文化化」が達成されるべきであり、「文化行政」の実現に先んじて問題となる。すなわち、「行政の文化化」とは「文化行政」を進めるための前提なのである。

では、「行政の文化化」の中身とはいったいどのようなものであろうか。松下は「既成の官治・集権、それにタテ割・画一という行政の体質、それにともなう行政の文化水準の低さ」の克服であるとする。「市民」たちがそれぞれのコミュニティにおいて「自治」に基づく生活を営み「市民文化」を創出することを究極の目標とする以上、松下にとって行政とは、シビル・ミニマムに表れているように必要最低限の役割を、「市民」のためになすべき存在であった。この行政のあり方を「ミニマム行政」と松下は呼ぶが、ゆえに、「文化水準の低さ」とは「市民」目線の「ミニマム行政」と合致しない行政スタイルを指し、自治体行政のあり方すべてにおける「ミニマム行政」への転換が「行政の文化化」なのである（松下 1981）。同時に行政は「市民文化」の形成に「先導性」を發揮すべきであるという認識から、この営みは行政の内部で行政自身による自己革新が不可欠とされた点も重要である。

松下とともに、「文化行政」の理論の確立と実現に活躍した、革新自治体の中心であった神奈川県職員の森啓もまた「行政の文化化」を「行政総体の文化的自己革新運動」と規定し、「市民文化」の創造に行政が参加するための理念でもあるとするなど、

19) 松下や森啓らとともに「文化行政」議論を主導した田村明はその論考の中で、高度成長の中で文化が忘れ去られているが、本来は経済的ゆとりが生まれれば新文化が創造されるはずであるが、そうならなかったのは社会システムの中に重大な欠陥があるからである、という問題意識を述べている（田村 1981）。

より「市民」発の視点を強調している。また「市民文化」の創出という「文化行政」の目標を、「個性的な文化の根づいた地域社会の創出」であると言い換え、そのために市民生活に密接に関連する市町村を基本単位とする。その上で「行政の文化化」の原則を3点挙げ、行政や統治のあり方の根本転換を構想する。それは「すべての施策の文化水準をたかめること」、「日常の執行スタイルの文化化」、「行政システムの文化化」の3点である。1点目の「文化水準」とは松下のそれと同じ用法であり、また2点目、3点目においても行政全体の革新であることを強調している。特に3点目については、より大胆に権限を委譲された市町村が連合を組み、文化化された行政を行い、都道府県はその事務局としての役割に留まる、という体制まで構想するなど、「行政の文化化」は国家の統治システムそのものの変革までも志向する理論であった（森 1981）。

上記のような理論は、松下圭一と森啓の頭文字をとって「MKモデル」と呼ばれる（中川 2001:13-4）が、その最終目標はつまるところ、自治体行政を通じて「上からの市民革命」（梅原 2007a:37-8）の実現にあった。「文化」というキーワードを、タテ割り自治体行政を市民自治の行政体にするための「ヨコ糸」（田村 1981:33）として活用し、「文化的であるかどうか」という視点に基づいて従既存の行政スタイルを打破し、徹底的に「市民」目線の、生活全般に関わる総合行政を完成させ、国家の統治構造全体の変革をも視野に入れて構想されたのが松下とその賛同者らが考える「文化行政」であった。

以上、松下らが唱えた「文化行政」「行政の文化化」を検討した。批判として、この論における松下の「市民」像が限定的であるという指摘が少なくない。林和孝は松下の市民論に、高度経済成長の結果、広く社会的に中流意識が定着した「平準化の時代」特有の時代性を見出す。それゆえに現代においては再検討されるべき点があると指摘する²⁰⁾（林 2021）。これは、高度経済成長の弊害の変革を訴えるも、その実、高度経済成長がもたらす経済的ゆとりを前提としていたとする筆者の見解とも通ずる指摘²¹⁾である。また、梅原はハバーマスの「私的領域」と「公共圏」の議論を引き合いに、松下の想定する「市民」は、選挙を通じて政策を選ぶ主体及び政策の客体としての、「公共圏」における政治にかかわる人々だけが想定されていて、家族や隣人関係といった「私的領域」における人々の生活といった視点に欠けると批判する（梅原 2007a:40-1）。

20) 林は、「市民論および市民政治論の場合には、経済的格差だけでなく、ジェンダーやエスニシティ、さまざまなマイノリティの問題を、その構成のなかにどのように採り込むかが問われることになる」（林 2021:594）と指摘し、また、松下の「市民」定義について、「自由・平等と自治・共和は、必ずしも相性がよいものではなく、往々にして両者の循環は目詰まりをおこす。（中略）だが、市民文化がどのように市民共和の意識を育むのかは詰められていない」（林 2021:597）とも批判する。

21) この点については後述する。

加えて、松下や森らの「文化行政」論の最終目標は「上からの市民革命」であり「市民文化」の創出である以上、これらが完遂されればもはや「市民」たちは自主的に「自治」に参加する政治的主体であり、行政はミニマム化する。ここにおいては、「文化行政」とは「市民自治」への過渡的なものとみなされ、また「文化」は国家の教育によってではなく「市民」自らが育むものであるため、社会教育といういわばミニマムな行政領域を逸脱するような市民文化活動への介入は不必要であると松下らは論じた。このような態度に対して、社会教育の立場から大瀬秀樹は「社会教育行政による市民の自由な文化活動への関与を行政の越権行為として拒絶」するものであるとして批判する。「市民文化活動自体に学習的契機、ないしは教育的契機が内在しているという実体」に注意を向けるべきであり、そこに効果的に働きかけを行い得る社会教育行政の役割を軽視してはならないと主張する。松下や森の「『文化』の主体は『市民』であるという前提」や、「『市民』を主体的で能動的な存在として位置づけ」る姿勢、「そうした能動的・創造的主体としての『市民』が『文化』を創造していく」という認識は評価しつつも、「文化の総合的性格」のみに注意を払い「文化を担う市民の学習と教育活動について顧慮していないこと」、「市民が内包している主体的契機を楽観的に捉えているがゆえに、市民が自発的に市民文化を構築していけると思っていること」などを問題点として挙げる（大瀬 1995）。そしてこうした問題点は結局、松下の、国家や自治体などの強大な「権力」に立ち向かう「市民」という、住民を政治的な主体としてのみ認識する限定性から生じるのである。

ただし梅原は、先述の指摘ののち、森は松下の議論に「人間的感性」を付け加え、田村が「私的領域」の充実と捉えられるまちづくりと「文化行政」のつながりを強調した点に言及し、「文化行政」の実践面においては限定的な「市民」像にとどまらない実践がなされたとも述べる（梅原 2007a: 39-41）。敗戦後の文化国家論と比較して、理念に留まることなく実践に資する概念として現実に影響を及ぼし、実践の中でブラッシュアップがなされたという見方もできよう。高度経済成長の終焉という時代の転換期にあって、国家や自治体行政の変革を志向して、「市民」という視点を新たに導入した松下の「文化行政論」は、例え限定的な「市民」像に基づくものであったとしても、大いに意義があると言える。そして「文化行政」から「行政の文化化」という行政の自己革新の論理を発見し、もはや革新自治体の根拠という限定を超え、自治体一般に通用する理論へと発展させた点については、大いに評価されるべきだろう。さらに、高度経済成長による経済的ゆとりという前の時代の成果を受け継ぎつつも、その弊害にも目を向け、既存の体制を改革し発展させていこうという「文化行政」の姿勢は、敗戦期と比較するならば、前時代への痛切な反省とそれを糧として新たな日本を構想した恒藤の文化国家論と親和性があると言えるのではないか。

4.2-2 梅棹忠夫の「文化行政」論

梅棹忠夫は民族学者や文化人類学者、生態学者など多彩な顔を併せ持ち、また国立民族学博物館の初代館長として精力的に活動するなど、戦後日本を代表する文化人・知識人の一人であった。そしてまた70年代において、松下圭一らと並んで熱心な文化行政の論客としても知られていた。しかし、先述のように両者の議論には少なからぬ相違点があり、この点を梅棹の文化行政論の検討を通じてさらに明らかにしていく。

梅棹における「文化」とは、「装置群と制度群をふくんだ人間の生活の全体、あるいは生活システムの全体」を「文明」と定義した時に、「その全システムとしての文明のなかにいきている人間の側における、価値の体系」(梅原 2011:155)を指した。また、「軍事、政治、経済というような分野に入らない現象をひろくさすこと」とも述べており(梅棹 1978:565)、松下と同様、「文化」の意味する範囲をきわめて広く想定している。さらに一般社会にも広く流布した表現として『『文化』は『あそび』である』というものもあるが、この言葉が指すのは、高度経済成長の成果として生じた国民の余暇の高まりによって増大した「日常生活の中で、すぐにそれが再生産にむすびつかない部分」、合理的な目的に対する反逆行為、生産からの解放、あるいは衣食住の充実をはかるなどという生存目的からの離脱」(梅棹 1975:425-6)ということである。ここから梅棹の文化観は、常に経済成長を背景とした「あそび」の量的・質的向上を国家によって成し遂げることを目指すものであったと分かる。松下が改善を求めた高度経済成長の弊害は、梅棹の議論においては全くと言ってよいほど考慮されていないのである。

加えて、梅棹の文化行政論を象徴する言葉として「教育は充電(チャージ)、文化は放電(ディスチャージ)」であるとする「チャージ・ディスチャージ論」がある。この言葉が意味するものを梅原は以下の4点にまとめている。

- ①文化は行政になじまないものではなく、行政が果たすべき役割はきわめて大きいこと
- ②今日(1970年代)問題にしなければならない文化というのは、一部の文化人によってあつかわれている高級文化ではなく、国民の日常生活に密着した生活文化であること
- ③文化行政の主流は文化財保護である(国レベルではこれが「文化行政」の任務の一つであった)という誤解を払拭すること
- ④文化と教育を混同してはならないこと(梅原 2007:38)

そして梅棹は、各都市において文化施設のネットワークを構築し、その末端たる「民衆文化館」にて住民がいつでも文化を享受できるようにする構想を、水道の配管ネットワークに例えた「水道蛇口論」をも唱え(梅原 2008b:109)、上記の②の充実を前面に

押し出した。しかしこうした生活文化重視の姿勢は、敗戦期の恒藤とも共通するように見えるが、梅棹の議論は恒藤のように「平和」や「民主」といった他の理念と結びついたものではなく、一貫して行政がいか「文化」を消費財として住民に提供できるかという視点においてのみなされていた。それゆえ、④の「文化」と「教育」の分離についても、教育が国家の一大事であるという前提の下、大衆社会化が進展する中で教育委員会の果たす役割が増大する一方である状況を踏まえれば、より効率的に「文化」を供給するためには分離が必要である、という認識においてなされた主張²²⁾であり、そこには松下のような「市民自治」の達成のためといった根拠となる理念は見出され得ない。

この点について梅棹と松下の重大な相違点を、梅原は指摘する。それは梅棹の文化行政論には政治的な「市民」の視点が抜け落ちている点である。梅棹にとって「市民」あるいは「民間」という語を使った場合には、「基本的には『権力の座にいない在野の人々』というほどの意味であり」、彼ら民間に対して、「サービスをするのが国家・自治体の行政であるという考え方」をとっていた。先に確認したような「松下のように個々の市民が『自治・共和』精神で社会を作っていくという思考様式は、梅棹には無縁のもの」であった（梅原 2007a: 38）。つまり、梅棹の関心事はあくまでいかに行政が質の高い「文化」を提供するかというものであり、松下の言うような「市民自治」などの「文化」を創り出す主体については考慮していないのである。このように両者の議論は思想的にはかなり異なるものであるにもかかわらず、「戦略がほぼ同一であったために、それは多くの自治体で同一の議論として受け取られることになった」（梅原 2007: 39）。加えて、「文化」と分離すべきと主張された社会教育の立場からも梅棹の議論は「文化活動を純粋にその参加者の側から捉えて」おり、「楽しみ」という「市民の視点」を重視しているとみなす場合がある（遠藤・友田 2000: 114）。

このような、いわば誤解とも言える解釈はなぜ生じたのかが次なる問題となる。その要因として、梅棹の国家との独特な立ち位置と、「市民」目線の発想ではなかったものの常に「消費者」の目線に立って議論を行っていたという、梅棹の議論の立場の問題が挙げられるだろう。梅棹は60年代、「情報産業論」を唱え論壇の注目を浴びていたが、そこに目を付けた時の佐藤栄作政権によって、1970年に開幕を控えていた大阪万博の知識人代表のブレンとして招かれた。この時から梅棹は政府と近い関係を築き、政府の文化観に大きな影響を及ぼしていく。梅棹は、大阪万博を「途方もない大散財」「浪費」の祝祭と捉え、その「たのしさと意義」を強調した（梅棹 1970: 45）。万博という一大スペクタクルが一方的に情報を発信し、それによって育まれる大衆文化を梅棹は想

22) 社会教育の立場から、『文化』や『あそび』を社会教育と称することを、全面的に否定しているのではなく、梅棹のいう教育—文化の対比は「教育と文化が指しているのは、具体的には、それぞれ学校教育と社会教育のこと」という指摘もある（遠藤・友田 2000）。

定していたのであり（梅原 2012b:207-9）、経済的ゆとりや「あそび」の獲得によって余暇の増大した大衆に「文化」を提供する施策の必要性を強調し、施策の実施を行政に求める論理を構築したのである。「期待される人間像」に象徴されるような、消費文化の進展を戒める国家の姿勢をまさに 180 度転換させ、高度経済成長に伴う経済的成果を最大限肯定し消費社会のさらなる助長へと導いたことが、梅棹が 70 年代当時の議論で果たした役割の一つであった。

梅原によれば、梅棹にとっては人の生活という営みや「文化」とは「アート」であり商品として認識され、それゆえに「アート」「商品」を行政が「演出」「プロデュース」という発想を持っていた。これはすなわち「赤裸々な消費社会への適応の試み」であり、「欧米文化にかわる日本伝統」などの「あるべき『本質』」の想定は伺われない議論であった（梅原 2007b:164-7）。まとめると、梅棹忠夫とは大阪万博に象徴される日本の高度経済成長の成功と、それに伴う消費文化の一層の定着という状況に呼応して、浪費・消費の全面的な肯定の立場に立った初めての論客であり、ゆえにそれまで政府が一貫して推進してきた高度経済成長が終焉を迎える 70 年代という時代の転換点にあつては、従来の政府の施策を理論づける学者として重宝されたと評価できよう。あるべき「理想」「本質」を政府に押し付けるのではなくて、理論を現実に適応させようとする姿勢だからこその立場であろう。

そして、その理論を展開する際には、先述の京都学派のような日本の「独自性」を念頭に置いた姿勢が目立つ。それは梅原の言を借りれば、「分厚い『和魂』の表面に、薄く『洋才』が加わっているという見方」や「『日本文明』と『西洋文明』の矛盾をほとんど考えない説明」のうちに展開される「日本独自近代化論」である。これは「間柄主義」などの概念とも密接に関連する「日本の『近代化』が『西洋』のモデルに基づいていないことを『証明』する」論理であり、当時進展の兆しを見せていた国際化に前線で対峙しなければならない「政府と財界のアイデンティティを正当化し、かつ進むべき進路を示し」、「『根まわしと満場一致』によって支えられている保守政権と財界の明白な正当化」を果たしたのである。ここにおいて梅棹は「国家デザイナー」「プランナー」としての地位を確立し、「『政府のブレーン』『有能なテクノクラート』としての知識人」となるに至った（梅原 2011:155-65）。

以上のような、1970 年代における梅棹の「政治的・社会的対立のない『日本人論』の理想像を政府や財界に提出」（梅原 2012b:214）した役割を鑑みるに、梅棹の議論は国家に軸足を置いた立場からなされていたのは明白であり、常に自治体の立場から行政の自己改革や「市民改革」を主張していた松下の議論とは一線を画すものであった。その典型例としては、繰り返すが「文化」を担う主体として「市民」を想定するのか否か、社会教育と「文化」の切り離しの意味の相違などが挙げられる。松下はあくまで「市民」による「自治」にこだわり、「市民文化」が確立すれば「市民」の政治的成長を補助す

る社会教育は不要となると考えていたのに対し、梅棹は教育も国家のなすべき一大事であるという前提を崩さず、質の高い「文化」を国家・行政が提供するには役割分担として分離するほかないと主張していた。このような梅棹の、戦中の「近代の超克」論や京都学派的なナショナリズムを背景にした議論と延長線上にあるとみなされる様々な主張は、敗戦期の文化国家論との比較で言えば、南原繁との親和性が高いように思われる。南原もまた吉田茂の「曲学阿世の徒」という批判に象徴されるように、国家との関わりは大きくないようにみなされがちであるが、その文化国家論の内実は深くナショナリズムに裏打ちされていた。国家を主体として、そのなすべき役割に着目し、現状の日本国家をどのように肯定していくかという方向性で議論を展開したという意味で、梅棹と南原の親和性を指摘するのである。

4.3 大平正芳内閣の「文化の時代」

前項において確認した松下圭一や梅棹忠夫らの文化行政論は、いずれも1960年代後半から見られた、革新自治体の台頭や高度経済成長のゆがみを是正しようとする観点から語られたものであり、基本的に民間や自治体レベル議論されていた。しかし議論の盛り上がりに伴い、国政のレベルにおいても「文化行政」や「文化」に対する姿勢を示す動きが強まる。田中淳士は1968年の文化庁設置において掲げられた設立の趣旨と、1978年の文化庁設立10周年の記念誌「文化行政の歩み」とを比較し、設立当初は文化財保護と振興を主要目的として掲げていたのに対し、10年後には従来の文化行政の刷新と「参加する文化活動」の奨励が目的に加わった事実を指摘する。「参加する文化活動」とは戦後の社会教育行政における中心課題であり、それが文化庁の主要目的に追加されたのは、文化庁は新たな文化行政の主体として教育委員会などの社会教育行政を想定していたことを物語っているとする（田中淳士 2023: 45-6）。ここから、70年代の文化行政論の高まりに対応して国政レベルでも文化行政の革新が企図されていたと分かるが、あくまで文化庁は、文化行政は社会教育の一環であって、文化施策の展開の主体は社会教育行政であるとの認識を持っていた²³⁾。こうした認識ががらりと変化するのが、大平正芳首相の下に置かれた政策研究会によってまとめられた「文化の時代研究グループ報告書」である。本項においては、この報告書で「文化」や「文化の時代」とはどのようなものと認識されているのかについての分析と、松下や梅棹の議論や「期待される人間像」との比較を通じ、従来の国家の立場を超えて松下や梅棹といった同時代の文化行政論も多分に反映されていることを明らかにする。

23) 田中淳士はこの点について、保革対立から「首長・一般行政部局と教育委員会部局の主導権争いや確執」がその要因になったと考察している（田中淳士 2023: 47）。

「文化の時代研究グループ報告書」（以下、「報告書」）とは大平が首相に就任した翌年の 1979 年 1 月以降に順次、首相直属の政策研究会として設置された計 9 つの政策研究グループのうち、「文化の時代」研究グループが 1980 年に発表した報告書である。大平自身は、同年の総選挙の最中に急死したため、この報告書は首相臨時代理の伊東正義に提出される形で公表された。この政策研究会は当時の保革伯仲の国会情勢の中で、「自民党の近代化を図り、党内基盤を固め、また保守政権の足固めを行う目的で、新たな政策ブレーンを集め、その中から有効な政策を引き出そう」（梅原 2012b: 203）という目的や、都市化の進展の一方で保守化の傾向を見せる都市住民の取り込みを図り新たな保守主義を提示して「国民政党」化を実現しようとする意図が込められていた（大平正芳記念財団編 2022: 72-3）。しかし、こうした現実の課題に対処する目的の一方で、大平自身の時代に対する問題意識が強く反映されてもいた。そこで、大平の問題意識とはどのようなものであったのかについて見ていく。

まず、1979 年 1 月の施政方針演説において示された大平の時代認識を引用する。

戦後 30 余年、我が国は、経済的豊かさを求めて、脇目もふらず邁進し、顕著な成果をおさめてまいりました。それは、欧米諸国を手本とする明治以降 100 余年にわたる近代化の精華でもありました。今日、我々が享受している自由や平等、進歩や繁栄は、その間における国民のたゆまざる努力の結晶にほかなりません。

しかしながら、我々は、この過程で、自然と人間との調和、自由と責任の均衡、深く精神の内面に根ざした生きがい等に必ずしも十分な配慮を加えてきたとは申せません。今や、国民の間にこれらに対する反省がとみに高まってまいりました。

この事実は、もとより急速な経済の成長のもたらした都市化や近代合理主義に基づく物質文明自体が限界にきたことを示すものであると思います。いわば、近代化の時代から近代を超える時代に、経済中心の時代から文化重視の時代に至ったものとみるべきであります。

我々が、今、目指している新しい社会は、不信と対立を克服し、理解と信頼を培いつつ、家庭や地域、国家や地球社会のすべてのレベルにわたって、真の生きがい追求される社会であります。各人の創造力が生かされ、勤労が正当に報われる一方、法秩序が尊重され、自ら守るべき責任と節度、他者に対する理解と思いやりが行き届いた社会であります。（外務省 1979）

ここから読み取れるのは、大平が、それまでの経済成長を最重要視し実現をひたすらに追い求める政治や社会に対して大きな問題意識を持っている点である。欧米に範を求める近代化の限界を指摘し、新たな「近代を超える時代」を模索する必要性を強調し、そのキーワードとして「文化の時代」を掲げたのである。「文化の時代」とは「高度経済

成長後の踊り場」(大平正芳記念財団編 2022: 50) のような時期にあって、明治以来受け継がれてきた日本のあり方そのものの見直しを見据えた長期的な構想であった。一方で、「文化の時代は、経済至上主義を排除するが、経済を軽視するものではないばかりか、経済そのものが成り立つ条件をつくり上げる文化の、目に見えない力を評価するもの」(国立国会図書館 1979) と大平自身がメモに残しているように、決して経済をないがしろにするものでもないことに留意する必要がある。経済的なゆとりを前提としたうえで、新たな時代を構想するという点について、松下や梅棹の問題意識とも共通している。

さて、上記のような大平の時代認識の下、9つの政策研究会が本格的に始動し、議論が交わされるが、とりわけ、「文化の時代」研究グループについては、「大平が一九六〇年代半ばから自問自答してきた西洋思想と東洋思想という東西文化の混淆のなかから、日本人自身がいかに『誇りと自信をもち得る固有な日本思想』を持つことができるか、それが二十一世紀の未来に向けてどのような役割を果たすのか」(福永 2008: 237) についての議論を大平が求め、大平の時代認識の影響が最もよく表れている。そこで「文化の時代」研究グループの報告書を検討し、従来の政府の文化認識とどの程度共通しているのか、あるいは変化しているのか、松下や梅棹の議論とも比較しながら確認する。

報告書ではまず、「総論 文化の時代の到来」において、明治以来の「近代化」(=「西欧化」)に邁進してきた時代が転換点を迎え、「文化の要請」が起きているという前提で、議論がスタートする。ここで言う「文化の要請」とは、「現代の総合的日本文化が、新しい状態もしくは将来のよりよき状態を求めて何を要請し、その要請にいかに対応するかという問題」(政策研究会文化の時代研究グループ 1980: 18) として把握されるが、近代日本においてはこの発想に乏しかったとされる。それゆえ西欧を絶対視し日本文化の全面的否定をもたらす「対外的劣等感」につながり、時には排外的姿勢や「わが国独自の」という一方的主張という「異常な独善的優越感」が生まれたが、こうした姿勢を排して「自己の総体的文化の再把握」(ここでは、独自性を強調する「伝統」は意味しない)と諸外国の異文化との相互理解を求める(政策研究会文化の時代研究グループ 1980: 18-9)。このような前提は、いわゆる「右派」「左派」の議論を超えるものであり、双方の短所を見据えた上で新時代を構想しようとする姿勢が読み取れる。

さらに同様の日本を過度に劣等視する姿勢と過度に絶対視する 2つの立場の対比を「文化受容の二面性(アンビバレンス)」として捉え、東西を問わず常に起こってきた現象であるとして、冷静な異文化の受容を訴える。その際、「自己の伝統文化を持つがゆえに『文化』であり」、同時に「受容なき文化には発展はない」として「文化の交流」と相互理解を強調する。加えて歴史的に文化交流を主として担ってきたのは商人、すなわち民間人であるとし、自動車为例にとりて「商品とは文化の所産」「貿易は文化交流」、「商品という文化の所産の需要は文化の受容」であると重ねて主張する(政策研究会文

化の時代研究グループ 1980: 20-5). これはまさに高度経済成長を経て、資本主義・消費社会が完全に定着した日本の現状を鑑みて、「期待される人間像」のような消費社会への警戒を「伝統」とみなすような言説を排していることの現れである。商品の輸出入、すなわち貿易を「文化の交流」と定義し直した結果として、経済と「文化」の両方を国策として推進する論理を得たと言える。

この発想は報告書の中で繰り返し述べられる。

経済と文化とは本来一方が他方に優先すべきものではなく、また一方を追求するためには他方を犠牲にしなければならないような関係でもない。高度成長は経済的成功であると同時に大きな文化的達成の基盤でもあったし、今後の成熟した経済の時代は同時に質の高い文化の時代でもあり得る可能性を秘めている。今後経済の文化産業化が進むであろうし、経済を媒体として文化的な充足もまた拡大していくであろう。(政策研究会文化の時代研究グループ 1980: 39-40)

このような「文化」を産業として捉え、経済に資するものと捉える見方は、表面上では現在の文化政策と共通するよう見えるが、その実かなり相違点があると言わざるを得ない。なぜなら報告書で想定されているのは、「失われた30年」とも言われる長期低迷を経た現在とは全く異なる、低成長に移行しても「相対的にいえば日本はより高い成長を維持し続ける」経済の下で、国民の9割以上が自らの生活程度を「中流」と認識する「新中間層」と位置付けられる社会であるからだ(政策研究会文化の時代研究グループ 1980: 37-42)。高度経済成長の成果を前提とし、その繁栄が継続されるというかなり楽観的な経済認識であるが、これは松下や梅棹とも共通してみられる同時代の特徴でもある。経済を楽観視しているからこそ「文化」の部分を一層伸ばして「文化産業」をつくり上げ、経済との好循環を目指そうという発想が生まれるのであり、ここにおいては「文化」は経済と並んで国家の主要な関心事となるのである。他方現在における「文化」は、後述するが、いかに経済に貢献できるかという文脈でのみ語られる傾向が強い。

報告書が想定する上記のような社会は、当然ながら「高度に成熟した市場社会」の役割にも期待を込める。すなわち適切な競争に「文化」をさらして「文化の市場化」を促し、「文化」の淘汰と洗練、イノベーションに伴う多様化を推し進める役割である。穏健な市場経済に信頼を寄せている点でも大平の経済観と合致する²⁴⁾。ただし、これは何でも市場原理に任せるという新自由主義的発想とは一線を画しており、市場の限界についても自覚的である。

24) 大平の、経済観や「戦後保守」の体現者としての性格について、より詳しくは福永文夫(2008)を参照されたい。

市場機能を通ずる文化の生産は、国民の短期的ニーズによって左右されるものであり、人類の歴史的、長期的なニーズに応えることは容易ではない。例えば、基礎的な学問研究やその成果に基づく専門的教育、或いは当面は少数者にしか支えられない伝統的・前衛的な文化活動を育成していくためには、市場の限界の外側に何等かの公的環境を準備し、あるいは市場機能を補完する公的手段を用意することが必要であるのは自明であろう。（中略）従って、将来の新しい文化伝統の創造、新しい豊かさや高級の観念の創出を進めるためには、今日の経済活動になじまない文化活動を少なくとも圧殺せず、さらには積極的に発展させる環境を整備しなければならない。高度成長と市場における効率性重視の観念が、経済的価値万能の風潮を呼び、文化的価値の相対的軽視を招いた弊も、指摘しなければならない。（政策研究会文化の時代研究グループ 1980: 44-5）

「市場の限界の外側に何等かの公的環境を準備し、あるいは市場機能を補完する公的手段を用意することが必要である」ゆえに、市場の限界を超える範囲について政府・行政の役割が求められる。民間にのみ「文化交流」を任せるのではなく、「自己の文化とそれに基づく自らの規範」の把握が政府への「文化の要請」の最たるものとされる。政府や国家に役立つ「文化」のみを振興してきた明治以来の文化政策のあり方を改め、諸外国への日本についての積極的な発信が求められるが、これは同時に「自国文化の再把握の契機ともなり得る」（政策研究会文化の時代研究グループ 1980: 26-8）。ただし、その際には民間の文化創造のエネルギーを阻害してはならず、「文化の創造に対する物心両面にわたる援助、すなわち制度と精神の両面における援助」（政策研究会文化の時代研究グループ 1980: 47）という、側面支援に徹するべきとされる。

さらに行政においては、「政府もまたその国の政治文化の所産であり、そのすべてが文化に対応しなければならない存在」（政策研究会文化の時代研究グループ 1980: 34）である。そのため、全ての行政行為が「文化」と深くかかわっているという認識と、その遂行にあたっては「文化」への十分な配慮が求められる。さらに週休2日制や長期休暇制の導入といった社会的な制度改革を通じて国民の「ゆとり」「遊び」を増大させ、「文化」の担い手たる大衆の文化創出を促すとともに、「個々の公務員が、経済中心的な物の見方から人間の精神的な側面をも尊重する考え方へと、発想の転換を図っていく必要」があるとする（政策研究会文化の時代研究グループ 1980: 75）。ここにおいては、まさに松下らの主張する「行政の文化化」の発想と同じものが込められている。時代の転換点にあつては政府・行政もまた転換を余儀なくされ、それを人々の発想の転換を伴う行政のあり方の根本的な改革と捉える視点や、「文化」の担い手である国民（「市民」ではないが）に着目している点が、共通していると言える。

最後に「文化」と教育の分離に言及している点に着目する。報告書では、江戸時代以降行政が文化活動を放置し学校教育のみに力を偏重させてきたとして、従来の教育行政のあり方を批判し、それでも生き延びてきた「文化」の土壌を発展させるためにも政府による飛躍的な取り組みが必要と訴える。また学校教育にしても「文化の担い手」育成に資する自由な批判精神など文化的な雰囲気を高めなければならないとする。これらを達成するためにも、教育が第一義である教育委員会だけが「文化」にかかわる行政を担当するのではなく「各自治体の首長部局の中にも、地域文化の向上を目的とする行政を行う組織づくりを目指すことが必要」であり、首長や民間の文化人のリーダーシップに期待をかける（政策研究会文化の時代研究グループ 1980: 51-3, 70-2）。これは先述した「文化行政の歩み」に表れている社会教育との協力を強調する姿勢から 180 度転換し、松下や梅棹らが求めていた「文化」と教育を区別し首長が「文化行政」を推進するという行政のあり方に国家として追随した形である。さらに言えば、報告書における「文化」と教育の切り離しは、「文化」の比重を増やすことでより質の高くて量の多い「文化」を提供するようすべきという文脈であり、梅棹的な発想に近いと言える。ただし「文化の担い手」の教育という、文化を創造する人々の立場も考慮した視点が組み込まれているのも確かである。

4.4 「文化行政」論と「文化の時代」

前項においては、「文化の時代」研究グループがどのような文化認識や時代認識を持っているかを確認し、今後目指すべき文化政策の方向性とはいかなるものであったのかを見てきた。その特徴を以下の 3 点にまとめられる。1 点目は、高度経済成長の成果として日本社会に定着した資本主義や消費社会を、日本の「伝統」を破壊するものと警戒するのではなく、もはや完全に肯定している点である。「文化産業」の名の下に、「文化」は従来の守るべき「伝統」を指し示すのではなく、現状の新中間層によって営まれる生活全般を表す語に変質した。2 点目は、1 点目とも関連するが、戦後に一貫して育まれてきた社会のあり方、すなわち戦後民主主義体制を無意識のうちに肯定している点である。報告書からは、当時の社会情勢のさらなる改善を訴えているものの、社会それ自体に対する忌避感、批判は読み取れない。時代の転換点にあつて、従来の社会を「文化」というキーワードによって改革・改善していけば適応できるという楽観的な構想とも言えるが、それだけ当時の日本社会や進むべき方向性に誇りを持ち信頼を置いていたと読み取ることができる。大平自身も「戦後保守」として戦後につくり出された価値体系を尊重していたと評されるが（福永 2008）、そうした大平自身の立場と報告書の立場はかなりの程度軌を一にしている。3 点目は、「文化」という言葉が、それ自体に特有の意味を持つ言葉ではなく記号として用いられている点である。報告書における「文化」「文

化の時代」「文化の要請」とは、従来の経済成長重視の政治の姿勢を転換させる際の標語、旗印として用いられているが、一方で「文化産業」という言葉に象徴されるように、貿易や商品それ自体もまた「文化」として捉えられていた。さらには、教育とも異なるあるいは対立する概念とも語られており、「文化」が指し示すものは必ずしも一様でない。

この3点はそのまま先に検討していた松下や梅棹らの「文化行政」論との共通点とも言える。一方、無視できない大きな相違点も存在する。以下では、その点について確認し本章のまとめとする。

まず、松下も梅棹も「文化」という言葉を使っているにもかかわらず、意味するところがここまで異なるという点で、「文化」という言葉を記号として用いている点が共通していると言える。さらに敗戦によって一変し、結果として経済成長を追い求めて、同時に日本国憲法の三大原則を守り実体化させてきた日本社会のあり方を、両者とも受け入れてから議論をスタートしている。そのうえで1970年代当時を時代の大きな転換点とみなし、転換の方向性をどう構想するかという点で差が生じたのである。松下は戦後日本のあり様を規定し続けてきた、日本国憲法に由来する戦後民主主義に着目し、その一層の徹底を目指した。主権者たる「市民」が「自治」によって、新時代にふさわしい、「市民文化」がいきわたった住民目線の社会・行政をつくり上げようと構想したのである。一方梅棹は、また戦後日本社会の紛れもない一側面である消費文化に注目し、それも忌避するものではなくむしろ奨励する立場に立った。商品の交流たる貿易の増大によって国際化が進展する情勢の中で消費を「文化」とみなし、政府・行政はいかに質の良い「文化」を提供できるかという視点から論じ、「国家デザイナー」「プランナー」（梅原 2011: 165）として政府にも多大な影響を及ぼした。

こうした違いは、結局のところ「文化」と創出する主体（＝「市民」）に注目するか、「文化」を提供する主体（＝国家）に注目するかの違いから生じるものである。人やその生活の総体に「文化」を見出す松下らの議論は、それゆえに生活を害する高度経済成長の負の側面や「市民」的自覚を阻害させる日本の「伝統」を変革させるという方向性に帰着し、生活に直接かかわる自治体行政の改革を最優先させるという方向性につながる。他方、梅棹が考える「文化」とは「消費活動」それ自体であり、より洗練させた形で「文化」（＝消費）を提供しようという立場から議論を行った。この時、日本の「伝統文化」とされた様々な要素は、「間柄主義」「イエ社会」などと言いつく換えられ、消費文化に適合するような形で新たに定義づけがなされた。「文化」の奨励は、そのまま消費社会の更なる拡大を意味し国富をより富ませることにつながる。それゆえ梅棹の議論は政府から好意的に迎えられ、政府の立場を象徴するものとなっていった。

最後に、「文化の時代」報告書はどのように位置づけられるだろうか。70年代当時の文化観の両極に、①京都学派のような日本の「独自性」を強調し、消費文化を警戒する

「日本文化」観(その内実に天皇制を重視する性質を持ち、ナショナリズムにも通じる)と、②松下らが唱えた西洋化という名の大量生産・消費社会の負の側面と悪しき「日本の伝統」を反省し「市民文化」を形成すべきとする「市民文化」観があるとすれば、報告書はその中庸に位置づけられるだろう。①の立場から出発した梅棹が、大阪万博を契機に政府に接近し消費文化を肯定することで、①とは異なる、③「近代化＝西洋化」により「日本文化」に対するコンプレックスと過度な「独自性」強調が強まった点を認識した上で、高度経済成長を経た日本の立ち位置を探ろうと「近代を超える時代」を模索するという文化観を有するのが「文化の時代」報告書であると言える。付け加えれば、大平正芳首相自身は国民に対して「自立した市民」となるように求め、市場経済にあつては過度な国家介入を嫌い、穏健な市場の存在に信頼を寄せていた。このような大平自身の思想も併せて考慮すると、一層報告書の立場も明確になるであろう。

第5章 1980年代以降の「文化政策」—2000年代を中心に—

5.1 「文化の時代」の停止と「文化行政」の変質

前章で確認したとおり、「文化」をめぐる議論は1970年代に最盛期を迎え、その象徴として「文化の時代」というスローガンが国政において掲げられるに至った。そしてその背景には、高度経済成長が終焉した結果「生活の質」向上、「アメニティ(快適環境)」の充実を求める声の高まりがある。それは経済成長を優先した結果「失われかけた『人間性の回復』」であり、「積極的に自己実現を図ろうとする意欲」の現れ、つまりは「人間の本来的、根源的な欲求」としての「文化的な環境の実現」を、時代の転機にあつて求める声であった。根木昭・大橋敏博・神部一男は「その実態を形成し、中核となるものこそ『文化』にほかならな」ず、「ここによりやく、『文化の時代』の幕開けとなるにふさわしい客観的条件が整った」と評している(根木ほか 1996b: 62)。加えて1978年に長洲一二神奈川県知事(当時)が提唱した「地方の時代」という概念も背景にある。経済成長・都市化が生み出す諸課題に現実に対処するのは地方自治体であった。地方自治体は「地域住民の差し迫った要求に直面し、また、それに応えて具体的な対策を講じ」、「国は、それが各地に広がったところで全国レベルの対策に乗り出」(根木ほか 1996b: 63)すというのがこの時代の政策の特徴の一つであった。こうした地方先行で進んだ政策実現が行われ、自民党政権が遅れて国政に取り入れるという意味での「地方の時代」とは、松下圭一が指摘した地方は中央に劣位するという「伝統」的な意識や「中央文化の優越性」という歴史的認識から脱却し、地域の全般的な生活環境を整備していく上での中核に文化を据え、『文化的自律性の確保』を強く意識した表現」であり、「独自性と特

殊性を内包した特色ある文化の開発を志向する積極概念」として立ち現れた（根木ほか 1996b: 65）。

しかしこの積極的な面は次第に「まちづくり」という総合政策の一環として捉えられるようになった。地方は文化施設の数が少なく、中央との「文化格差」を是正しなければならぬといった普遍性や共通性、「文化の均霑」だけを追い求めるような消極的な面だけが「文化行政」と捉えられるようになり、結果として華麗な文化施設の建設という名のハコモノ行政に陥ってしまった。こうした意味の変質は大平正芳の急死に端を発する。「文化の時代」に代表される政策研究会による提言を具体的な政策に実体化させられずに大平がこの世を去ったことで、報告書に込められた理念や報告書それ自体が置き去られていった。穏健な市場経済への信頼に根差した「文化の時代」を国民の相互負担で作り上げる一般消費税構想は「増税なき財政再建」へと置き換わり、中曽根康弘内閣においては、効率や経済成長を優先する新自由主義的な改革が断行され、国家レベルでの文化政策は周縁に追いやられた。「小さな政府」とは、大平も好んで使用した言葉であるが、この言葉もまた中曽根内閣では効率優先の政府を表す異なる意味を持つものとして使用され、「文化」の記号化と同一の現象を見出し得る。

一方、地方自治体においては「文化行政」の歴史を引き継ぎ、80年代を通じて具体的な文化政策が現場レベルで実行され続けた。しかし、その実態はハコモノ行政と批判される安易な文化施設建設や、「行政の文化化」という不断の自己改革の視点が減少した総合行政としての「まちづくり」などが主流を占めるようになっていった。なぜなら、「自己革新」であったはずの「文化行政」「行政の文化化」という理念が、革新首長の長期政権化に伴い、もはや既存概念としてマンネリ化・ルーティン化してしまったからである。梅原は革新自治体の中でも特に先進的であると評された埼玉県と神戸市の「文化行政」の実態を分析し、結果として埼玉県では『行政の文化化』が『縦割り』の中に納まってしまい、ルーティン化・自閉化してしまったこと、神戸市では「市民」参加の役割を担った住民団体が単なる行政の外郭団体と化してしまったことなどを明らかにしている（梅原 2008a, 梅原 2009）。

この様な経緯で、徐々に「文化行政」本来の理念が忘れ去られていき、単なる「文化施設の充実」、言い換えれば「文化」の中でも特に芸術分野の振興へと傾斜していく²⁵⁾。

田中淳士は1979年に始まった「全国文化行政会議」（のちに「全国文化行政シンポジウム」）において議論される内容の変遷を例に挙げ、次第に「まちづくり」や「芸術活動を育成するような行政」に主眼が移っていったことに注目する。ここにおいて自治体にお

25) 本来議論すべき文化施設の意義や役割といった面はおおざなりにされ、周辺自治体の文化施設の状況や予算や補助金を取れるかなど、制度面の方をより重視して文化施設が整備されていることを示唆する研究として、枝川明敬（2000）がある。

ける「文化行政」は、地域の課題は地域で解決してほしいという国家の思惑に沿う形で、従来の文化財保護や「文化の頂点の伸長」という役割だけを引き継ごうとする文化庁文化行政に接近していく結果を招いた（田中淳士 2023: 52-3）。国家の政策に先行していたはずの自治体行政は、国家の姿勢に同調する構図となり、「文化行政」の理念が失われた「まちづくり」によって課題解決を目指す姿勢に転じた。他方、「文化」的な要素を好調な経済を背景に、民間企業が担うという新たな文化振興の形も生まれ始めた。この流れは90年代に入っても継続し、当時の社会の雰囲気について大瀬は、「資本による市場主義原理の支配によって、市民の文化活動における価値観が、大衆消費に基づく個人的消費性向を呈しているがゆえに、結果、文化活動に積極的に参加できる階層が限定されている」と痛烈に批判している（大瀬 1995: 73）。こうした社会の風潮は以降も衰えずに加速を続け、むしろ2000年代以降の「文化芸術立国」に象徴されるように国策として全面展開されていく。

5.2 「文化の道具主義」の表出—「文化芸術推進基本法」と「文化芸術立国」方針の確立—

2000年代以降の「文化」と国家をめぐる議論の特色として、「文化」を扱った具体的な法令が次々に成立し、国策として推進されるようになるなど、国家の「文化」に対する姿勢の転換が挙げられる。今まで見てきたように、敗戦直後や1970年代など「文化」に関する議論が盛り上がりを見せたのは、主として民間人による議論から生じたものであり、敗戦期には経済成長によって覆い隠され、1970年代は一時大平正芳首相によって国政のスローガンとして使用されたものの長くは続かなかった。このような従来の国家と「文化」の微妙な関係が、2000年代から現在に至るまでに大きく変化し、国家が主体的に「文化」を扱おうとする姿勢に転じたのである。そしてその姿勢とは、「文化」を経済の起爆剤たる産業としてみなし、国策としてその発展を推進する傾向を有し、「文化の道具主義」化を加速させていく。

2000年代の「文化」に対する国家の姿勢が変化する画期となったのは2001年に成立、施行された「文化芸術振興基本法」²⁶⁾である。それまでも1990年の「芸術文化振興基金」という公的な助成機関の創設がなされるなど一応の進展を見せたが、この法律は日本で初めての文化権や文化振興について正面から扱った法律であり、音楽議員連盟

26) この法律で「文化芸術」という言葉がつくられ、以降の文化政策では基本的にこの「文化芸術」が用いられる。これは「芸術文化」としたときに、従来の文化庁の「文化」定義から「芸術にまつわる文化」のみが対象であると解釈される可能性を避けるためであった（枝川 2022: 58）。しかし、吉澤弥生は「基本法が想定する文化芸術は、これまでの文化庁の狭い範囲の施策の延長上にある」と指摘する（吉澤 2007: 175）。

を中心にした議員立法によって成立した、第2条3項には「文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない」とこの法律の理念が定められており、枝川はこれを文化創造享受権と称する。文化創造享受権は文化権のうち、人間の基本的な人権としての自由権の側面を保障する意味合いが強く、社会権的側面については解釈の違いが少なからず存在する（枝川 2022: 62-5）。

また文化芸術振興基本法の制定によって、文化庁予算は対前年度 8.3%増となり²⁷⁾、5年ごとの基本方針策定が行われるなど、国政における一定の変革をもたらした（河村・伊藤編 2018: 53-4）。ただし、それ以上に重要なのは、「文化芸術振興基本法は、文化芸術に対する国や政府の関与と役割を明記し（中略）文化芸術の基盤整備を国の責務とし、『文化に関連する事項を法律で規定する』ことへの忌避感を取り払った」（河村・伊藤編 2018: 57）点である。すなわち敗戦以来続く、「文化」の統制と捉えられかねない政策は極力行わず文化財保護に注力するという「文化政策」へのタブー意識が文化芸術振興基本法制定の議論を通じて和らいだのである。結果として「多文化共生」「クールジャパンなど経済・観光政策とのかかわり」「国力としての側面」「芸術文化以外の多文化・言語文化」など文化政策論は多様化の様相を呈する（新藤 2018a: 96）。同時に、「文化」に関連する様々な法律が整備され、主要なものとして以下がある。

- ・ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称歴史まちづくり法、2008年制定）
- ・ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（通称劇場法、2012年制定）
- ・ 文化財保護法改正（2018年）
- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（通称障害者文化芸術活動推進法、2018年制定）
- ・ 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律（通称祭典法、2018年制定）
- ・ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（通称文化観光推進法、2020年制定）（友岡 2025: 142-3）

ただし友岡は、法律の制度化は「規制」とも密接に関連し、「支援や助成という制度が有する誘導の力それ自体によって、対象の活動の方向性を水路づけてしまったり、発展の可能性を狭めてしまったりする恐れ」（友岡 2025: 143）を自覚するよう促す。「文

27) 以降は現在に至るまで 1,000 億円程度で推移しており、これは総予算の 0.1%程度である（河村・伊藤編 2018: 55）。

化」の振興にあっては、人々の自由が何よりも根源的に大切だからである。ゆえに、一連の法整備が示す「文化の社会的・経済的価値に注目し、文化を活用するという傾向の強まり」（友岡 2025: 143）に注意する必要がある。

この傾向を考える際に、「文化の道具主義」という概念に注目したい。河島伸子によれば、「文化の道具主義」とは「文化」分野に公的資金を投入することの意義・価値の正当化の難しさから、「文化とは直接関係のない政策領域において有用であることを示す」動きであり、特に文化が経済に貢献する役割（「文化の経済的貢献」）が大きく期待される（河島 2022:3-4）。また経済的な貢献だけでなく、ヨーロッパにおいては近年「社会包摂＝ソーシャル・インクルージョン」にいかに関与するかという視点で評価される傾向も強まっているという。こうした状況に対し、「そもそも文化政策はこうした外在的な課題に応えるための政策ではない、文化に内在する価値、文化の本質的価値を軸とした文化政策が重要」であるとする批判や、「文化の経済的価値、社会的価値は確かにあるかもしれないが、その測定方法に問題がある」とする批判などが挙がっている。一つ目の批判の「文化の本質的価値」とは、ここでは文化経済学者のデヴィッド・スロスビーが提唱した概念を指し、「経済的価値」と対置されるものである。個々の文化表現それ自体が価値を持つという考えによって成り立ち、複雑で多面的かつ非固定的であるため一元的な判断が困難であるという性質を持つ。二つ目の批判についても、「文化の外部効果」など様々な価値を経済的に測定する手法もあるにはあるが、コストが大きい、有効な数字が得られるか不透明という懸念が存在する。そのため観光客数や彼らがその地域に落とすと想定される金額を推定する「文化の経済波及効果」が使われがちであるが、これにもそもそも「経済波及効果」は文化政策の主目的ではないといった批判があるという（河島 2022: 5-9）。

上記のように、ヨーロッパでは「文化の道具主義」化が展開され、同時にそれに対する批判も根強く存在することを踏まえて、改めて日本の文化政策の「文化の社会的・経済的価値に注目し、文化を活用するという傾向の強まり」を考えてみると、日本においても「文化の道具主義」化が進展しているとみるべきだろう。これは「文化をめぐる古典的かつ本質的な問題提起」（友岡 2025: 145）であり、河島はその原因を「失われた30年」とも評される日本の低成長が続く経済情勢に見る。「従来、製造業に依拠してきた日本経済が衰退したことは、文化を源泉とした新たな経済成長という方向、そして文化を軸とした地域再生という手法に目を向けるきっかけ」となり、文化庁文化政策が2010年代より大きく転換したとする（河島 2022: 9-11）。バブル崩壊以降、長期低迷という「国難」に直面する日本社会の中で、経済の起爆剤として、新たな国家目標として「文化」（より正確には産業としての「文化芸術」）が三度脚光を浴びる展開を迎えたのであ

る²⁸⁾。時の安倍晋三首相は2012年の組閣で内閣を「危機突破内閣」と名付け、2017年の衆議院選挙を「国難突破解散」と命名しているように、政府においても2010年代の時代情勢を、たとえ言葉の上だけであったとしても、経済も含めた一大転換期であると認識していたと分かる。

文化芸術振興基本法で策定が明記された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」（以下、第4次方針）においては、2015年の第4次方針から「文化と経済との有機的連携が強く意識され前面に出るようになった」（河島 2022: 11）。また文化芸術振興基本法は2017年に文化芸術基本法に改正されたが、新設された第2条10項にて「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の核関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない」（河村・伊藤編 2018: 137）され、文化芸術の枠内を超えて、関連する諸政策との連携が求められた。

さらに2017年の「骨太の方針」にて「稼ぐ文化」「文化で稼ぐ」というストレートな表現が初出し、文化庁の枠を超えた「文化政策の経済化」を推進する体制として文化経済戦略特別チームが発足して「文化経済戦略」を打ち出した。文化財を観光やまちづくりといった経済活動に活用させる動きを加速させる戦略であり、これは「政府全体からのトップダウンとして文化財行政に落ちてきたもの」と解される。しかし、「これを、よい意味での文化政策の拡張、文化政策が政府の様々な領域横断的な政策の中に確固たる位置を占めるようになったことと解釈してよいのかそれともイギリスで批判されてきたように単に文化が他の政策目標の道具になっていると読むべきなのか、わが国の研究者の間では評価がなされていない」という（河島 2022: 12）。前章までの議論を踏まえるならば、この動きは自治体文化行政における、首長部局による強力な「文化行政」の推進のモデルが国政において行われているとみるべきだろう。

同様の変化は、先にあげた法改正においてもみられる。2018年の文化財保護法改正では、それに伴って博物館法と図書館法も改正されたが、「『まちづくり、観光などの他

28) 与党自民党はこうした認識を2025年現在も維持しており、「文化」への投資を「わが国経済をけん引する原動力」と位置づけ、政府における取り組みがまだまだ不十分であるとして、「わが国の『勝ち筋』と成り得る領域への投資拡充を加速し、文化立国実現に向けた好循環を実現する『文化立国戦略』（仮称）の策定」を提言している（自由民主党文化立国調査会 2025）。また、野党第一党の立憲民主党も2025年時点の政策集において「文化芸術振興」については触れているものの、「文化の道具主義」化からの転換という視点は見られない（立憲民主党 2025: 111-2）。現在の国政では「文化」の意味付けはあまり争点になっておらず、「文化の道具主義」化に歯止めがかかりにくい状況がうかがえる。

の行政分野との一体的な取組の推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には(中略)条例により地方公共団体の長が所管することを可能』とする原則の下、文化財行政と社会教育行政が首長部局に移管可能となった」(枝川 2022: 81)。これはまさに松下圭一や梅棹忠夫らが求めていた「文化行政」の目指すべき方向性と合致する制度改正と思われるが、実際には「地域振興として地域産業の活性化を図るがその中でも観光・宿泊・飲食業のために、観光客(交流人口)を当該地域に招き入れるための文化資源として博物館・文化財を利用しようとする意図で一連の法改正が行われた」(枝川 2022: 81)のであり、もはや「文化行政」の理念は存在しなかった。このように現状の文化政策は、形の上では首長の強力なリーダーシップの下、「文化」に関する施策を推進する点では「文化行政」と一致しているが、そこには「自己革新」の理念も「市民文化」の創出も、より良い「文化」を提供するという視点もない。「道具主義」化された全く新しい文化政策が現在展開されていると評価すべきであろう。

5.3 「文化の道具主義」に代わる新たな文化政策の理念

前項では、日本の現在の文化政策が、「文化の道具主義」によっていかに経済に資するかという視点でのみ作成され、実際に施行されているかについて、その背景には長期経済停滞があり、「文化」が経済再生の起爆剤として捉えられているという解釈の下、検討した。では、政府は具体的にはどのようにして「文化」と経済を結びつける思惑なのであろうか。2016年に文化審議会が出した「文化芸術立国の実現を加速する文化政策」という答申によれば、文化芸術は公共財として、社会的課題の解決や付加価値の高い産業の創出などの様々な価値へ波及するものという認識の下、「文化芸術資源の活用により生まれた社会的・経済的価値等を、新たな文化芸術活動の振興へと還元するという好循環を創り上げていく」(河村・伊藤編 2018: 241)としている。しかし、河島は「文化財の活用により生まれる経済的価値を文化に再投資する循環はどのように実現するのかが不明で(中略)この新たな経済価値を文化への再投資に確実に還元する仕組みづくりは喫緊の課題」であると指摘する(河島 2022: 14-5)。また枝川の批判はより強烈であり、文化観光推進法や改正文化財保護法のスキームを例に、「文化資源への投資(保護や博物館機能強化)が(中略)付加価値増加を生み、その一部が文化資源の文化財・博物館への再投資になるためには、観光業等が直接文化財保護や博物館へ投資する」ことが必要だが、観光業は地域の振興策として生産性が極めて低く、地域活性化の手段としては不適當であり実現は極めて困難とする(枝川 2022: 82)。

さらに河島は「文化の価値」をどのように理解するかという点についての世論調査結果を示し、「日本の国民の間では、実は『文化の本質的価値』こそが支持を受けやすく、

文化の経済的価値については、確信が持たれていないのではないかと結論づける²⁹⁾。そして人々の文化政策への賛同を得るには「文化の本質的価値こそを打ち出すべき」で、「文化への参加(鑑賞, 自らの創作)をさらに広げ, 文化の価値を身をもって実感する人が増えることこそが必要であり, 参加を促進する政策の強化が望まれる」と結ぶ(河島 2022: 15-22)。この時、「文化」とは究極的には「人間の営みの全て」であるとする立場をとると、「文化」が本来持つ「社会包摂」や「多文化共生」といった側面に注目する姿勢は有効であると考え。そして近年, これらの側面に改めて注目する議論が登場しつつある。最後に「文化の道具主義」に代わる新たな概念としての「社会包摂」「多文化共生」の可能性について述べて, 本章を終わる。

まず「社会包摂」について, 古賀によれば「社会包摂 (social inclusion), または社会的包摂とは、『社会の中で誰も孤立させない』という考え方であり, 社会的排除 (social exclusion) と対置される概念」であり, 第4次方針においても文化芸術が持つ機能として登場する。人々が生きる社会の基盤に「社会包摂」があり, そこに文化芸術が一定の役割を果たすという認識の下, 施策が展開される建付けとなっている。さらに古賀は「社会包摂」と親和性のある「共生社会」や「社会的処方」という考え方を示し, いずれにおいても文化芸術活動が役割を担い得るとする。ここで言う, 「共生社会」とは「障害者のみならず『さまざまな違いを有する人々』つまり『すべての人々』が構成する社会」を指し, 「社会的処方」とは「医療的なケアだけでは解決できない, ある人が抱える問題を地域における多様な活動とマッチングすることで支援する考え方」を意味する(古賀 2022: 53-4)。これらの概念は障害者や高齢者などと特定の対象だけに注目するのではなく, 「すべての人々」が対象となる考え方であるため, 役割を果たし得る文化芸術に関する施策も同様に「すべての人々」に目を配ったものでなければならない。

しかし国における文化芸術政策は, 障害者の包摂の流れは明確なものの, それ以外の「すべての人」を対象とした取り組みの具体性は欠けていると古賀は指摘する。東京パラリンピックに向けた取り組みの一環として18年に施行された障害者文化芸術活動推進法は障害者に特化した措置や特別の配慮を求める趣旨を持ち, 「従来の文化芸術領域の施策とは比較にならないほど手厚い」ものの, あくまで障害者の文化芸術活動を通じた「社会包摂」にとどまっており(古賀 2022: 55-7), 理念と実態が乖離しているのが

29) 片岡栄美は, 人々が「日本が文化的に発展していくために, どのようなジャンルの文化振興策を期待するか」についての全国調査を行い, 「日本の伝統的文化や日本固有の文化への回帰とその発展」を期待しているという結果を得て, 「日本の伝統美術や伝統文化に人々の期待が向かうのは, その多くが商業主義的なコンテンツではなく, 国が保護し発展させていく価値, 日本固有の価値として継承すべき文化コンテンツであるという判断を示している」としている(片岡 2022: 31-6)。この結果もまた人々は「文化の本質的価値」を重視している証左であると言える。

現状である。この事実は、「社会包摂」の考え方のうち、行政にとって扱いやすい障害者に対する施策だけを取り出しているといえられかねず、その意味で都合の良い「道具主義」化とみなせられるだろう。「すべての人々」の包摂に文化芸術が貢献できると謳っているにもかかわらず、行政にとって都合の良い悪いで対象を選別する事態は本末転倒である。

こうした「社会包摂」に関わる「道具主義」は別の事例でも読み取ることができる。長津結一郎は障害者文化芸術活動推進法の第3条2の「専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い価値を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること」という文言に注目する。これは「アール・ブリュット」という「海外の美術館や市場でも通用する質の絵画・造形作品」が一義的な意味だが、日本の障害者芸術の代名詞として意味を拡大した用語とほぼ同義であるが、国家が芸術上の価値判断を行う行為は限りなく慎重でなければならないにもかかわらず、「一体誰がどのように『芸術上価値が高い作品』を定義するの」と疑問を呈する。さらに「価値が高い、質が高い芸術といった際の『質の高さ』」について、海外市場など「遠くの専門家による『お墨付き』を求めている」と考えざるを得ないとして、立法に携わった人々の「文化への捉え方の貧弱さ」が現れていると痛烈に批判する。そうではなくて「芸術上の価値」やそれに伴う多様な価値は、関係するすべての人々が決める事柄であり、文化芸術を介した包摂社会を目指す以上、文化政策としての意義や「文化の専門家ではない人々が関わる活動における、文化政策としての展望や意義を本格的に考え、言語化しなくてはならない」と長津は問題提起を行っている（長津 2019: 43-4）。

この指摘はまさに「社会包摂」という建前に隠された、「価値」のあるものだけを振興したいといった経済的な目的が垣間見えるものである。しかもその価値とは経済的な「価値」であり、「道具主義」化された文化庁文化政策の問題点が露呈した形と言える。「社会包摂」さえも経済的価値の評価軸に飲み込むのではなく、改めて「文化の本質的価値」としてその役割や意義を再構築し、掲げる必要があるだろう。

さらに「社会包摂」に関わる重要な概念として、「多文化共生」があるが、この考えについても近年文化政策の果たす役割の重要性が認識され始めている。総務省が2006年に策定し2020年に改訂した「地域における多文化共生推進プラン」では、「多文化共生」を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」（総務省 2020: 6）と定義し、外国人住民との共生と担い手としての役割を定める方向性で施策を推進するとしている。「すべての人々」の包摂に重要な役割を果たすとされる文化政策と、「多文

化共生」の目指すべき方向性はほとんど同一のものであると言え、両者の接点をより明らかにし連携を深める可能性が広がっている。

関らは文化芸術を通じた豊かな社会づくりという、「文化の社会的価値」とも言える、「多様性を生かした地域づくりの観点」において多文化共生政策と文化政策の接点があるとして、その一方で具体的な施策については日本語教育の推進にとどまり、まだ充実しているとは言えないと指摘する（関ほか 2021: 97-8）。そこで関らは「多文化共生」も「文化行政」も現場レベルで様々な課題に対応してきた自治体の条例や計画、指針などを分析し、多文化共生政策と文化政策との関連がどのように位置づけられているのかという分析を行っている³⁰⁾。それによると、関連性については以下の4つに類型化できるという。「1型. 多文化共生政策に文化芸術振興の記載、2型. 文化政策に多文化共生の記載、3型. 自治体の総合計画に多文化共生政策と文化政策の連携の記載、4型. 多文化共生政策と文化政策のビジョン等の一体化」（関ほか 2021: 100）という4つであり、「3型」は市の最上位計画である総合計画に「文化」の視点を入れ込み、施策を推進するという点で、「文化行政」の一つの到達点とみなせられるだろうが、分析対象の中では1つの市のみにとどまるという。

そして、いずれの自治体においても「方向性は目指されているものの具体的な取り組みは今後の課題として残されていることがうかがえた。文化芸術の持つ包摂的機能が具現化された取り組みはまだ少なく、『理念倒れの政策』にならないか懸念が残る。（中略）また、在留外国人の文化的権利の法令的根拠及びアイデンティティの形成やその問題までは、政策がまだ及んでいないことが課題」であると結論付けている（関ほか 2021: 100-5）。「文化行政」という理念を掲げながら、結局その意味するところが変質し、当初想定されていた「行政の文化化」などが完遂されなかったという事実を踏まえると、いかに「多文化共生」と「文化政策」を関連付けた具体的な施策を生み出せるかが一番の課題となるだろう。

「すべての人々」がその地域社会の一員として、松下の議論を用いれば、「市民」として生活を営み「文化」を育み、豊かな暮らしを現代において実現させることこそが、現代日本に残された大きなテーマなのだと考える。関らも「あらゆる人々が文化を享受するという観点や、文化芸術を通じた社会包摂という観点」から文化政策の推進が目指されつつあり、多文化共生についても「外国人の社会参画や、多様性を都市の活力にするという方向性が目指されている」現状を踏まえて、「ここにおいて、文化政策と多文化共生は大きく重なる」ことを繰り返し述べている（関ほか 2021: 109）。現下の、過去30年とは異なるアプローチでの経済対策が求められ、かつ排外主義が台頭する日本の社会情勢を考えるに、「文化」の意味を改めて「社会包摂」や「多文化共生」の概念と

30) 分析対象となる自治体は都道府県、政令指定都市、東京23区である。

関連させて再考することはその処方箋の一つとしての意義もあるのではないか。むしろ、成熟国家として、やみくもに経済視点一辺倒の「文化の道具主義」の推進について批判的に見つめ直し、本質的に多様性や包摂性を有している「文化」について、改めて国家を挙げて考える必要がある。

終章 おわりに—本研究のまとめと課題—

本研究では、「戦後日本の文化政策における『文化』の意味付けの変遷と、その変化の要因」をテーマに論考を進めてきた。リサーチ・クエスチョンとして「戦後文化政策における『文化』の意味は、どのように変化し、その変化をもたらしたものは何か」を設定し、特に敗戦直後の「文化国家」論、1970年代の「文化行政」論と「文化の時代」、そして2000年代における「文化の道具主義」化についてそれぞれ検討してきた。

「文化国家」論については、南原繁と恒藤恭という2人の当時を代表する知識人の論を中心に検討した。敗戦という未曾有の危機に際して掲げられた「新国家建設の目標」としての「文化国家」を、「軍事国家」や「国防国家」の代替として扱い、深いところで天皇制ナショナリズムとつながっていた南原と、あくまで敗戦を契機として民主主義や平和主義という新憲法の理念を具現化しようとし、それらと密接に関連する「文化国家」を具体的に構想していた恒藤という、かなりの程度スタンスが異なる文化国家論が当時なされていた事実を明らかにした。ただし、両者の議論あるいはそのほか盛んになされた「文化国家」論も、理念に傾きすぎ経済復興という現実的課題の前に、次第に顧みられることなく忘れ去られていった。

その後、ひたすらに経済成長を目指し続けてきた日本が大きな転換点に立たされたのが1970年代である。この時も「文化」が時代の危機を乗り越え、次代の目指すべきスローガンとして語られた。「文化行政」「文化の時代」という言葉がそれであり、松下圭一、梅棹忠夫という当時の議論をリードする立場であった2人の議論を分析し、さらにそれを大平正芳首相が掲げた「文化の時代」という概念と比較検討した。松下の掲げる「文化行政」論は、究極には一人一人の「市民」による地域「自治」によって育まれる「市民文化」を創出するための手段であった。それに対し梅棹はナショナリズムを重視する立場からスタートした上で、政府のブレーンとして消費文化を肯定し一層促進させるための理論を提供する役割を担い、国家のスタンスを大胆に転換させた。そして「文化の時代」とは、まさに新時代を表す新たな国家目標としての性格を有しており、梅棹的発想と松下的発想の両者を入れ込み、中庸化させたものと評価した。

しかし、こうした概念も1980~90年代を経て形骸化し、2000年代に入ると長期経済低迷から、「文化」を経済の起爆剤としてみなす見方が強まってきた。ここにおいては「文化」は具体的な政策として扱われ、特に2010年代に経済に資するような「文化」

を推進する「文化の道具主義」化された法律が次々に成立した。この事象は、経済低迷を新たな「国難」として位置づけ、それを打破する手段として「文化」が再び脚光を浴びたことの現れである。しかし「文化の道具主義」の流れは、「文化の本質的価値」を損なうものであり、より「本質的価値」を体現する「社会包摂」や「多文化共生」の概念に注目すべきであるとして、「文化」とそれらの概念を結びつける近年の新たな動きを探った。

以上より、リサーチ・クエスチョンに対して立てた仮説、「戦後文化政策における『文化』の意味は、『敗戦』・『高度経済成長の終焉と革新自治体の登場』・『長期経済停滞』という事象が変化の要因となって、段々と抽象的な概念から経済など『他の分野に資するもの』や『産業』と捉える『文化の道具主義』化が進展するという形で変化してきた」は、一定程度論証できたものと考えられる。これを踏まえて先行研究に対する本研究の独自性について述べる。

まず、先行研究の課題として挙げた戦後日本政治における「文化」の意味付けについて通史的な分析が不足している点について、先行研究の成果に多分に依拠しつつも、各時代の「文化」言説について比較分析を行った点が挙げられるだろう。各時代に一過性のブームとして起きたように見える「文化」に関する議論は、その実「国難」に対峙するキーワードとして使用されていたなどの共通点や、議論の内実における連続性を有しており、現代の文化政策の問題点を分析する際にも、問題の背景がより明確化された。これについて第5章2節において、現在の国家主導の文化政策を、首長部局による強力な「文化行政」の推進のモデルが国政においても自治体行政においても行われているが、本来「文化行政」が掲げた理念は欠落し、「道具主義」化された全く新しい文化政策が現在展開されていると評した。現行の文化政策に対する評価が定まっていないと指摘されるなかで、まさに本研究の独自の意義であると言える。

加えて、第5章3節では「文化の道具主義」化に代わる新たな「文化」の意味付けについて、「社会包摂」や「多文化共生」の概念と結びつける可能性を検討したが、2010年代以降に特にみられるこの動きを第3章の文化国家論と第4章の「文化行政」「文化の時代」の延長線上にあるものとして位置付けた点も、本研究の独自性として挙げられるだろう。本研究は、戦後日本の「政治と文化」の関係を捉え直す視座をもって文化国家論や「文化行政」「文化の時代」の意義を再検討することを通じて、これからの新しい文化政策の方向性の再考を示唆するものである。本研究のように近年加速する「文化の道具主義」化を批判し新たな文化政策を目指す一例として、新しい文化政策プロジェクトがある。文化政策を「人々の生き方全般の基盤となる社会のあり方について、為政者が示すべき大きな方針」と位置づけ、「本来射程とすべき広さ」を取り戻すことを目指す（新しい文化政策プロジェクト 2023）この提言は、とりわけ1970年代の「文化行

政]「文化の時代」の議論と軌を一にする³¹⁾。しかし、それら過去の言説への言及はほとんどなく、過去と現在の文化政策のつながりに対する視点が薄いと言える。本研究はこの事例のような、過去と現在の連続性への観点に乏しいという先行研究の課題を乗り越え、戦後社会において実際に存在した「文化」を国家の根幹として据えようとする議論を、歴史として捉え直し問い直す端緒と位置づけられるだろう。

最後に、論証できなかったこと、今後残された課題について述べて本論を終える。まず、各時代における「文化」に関する言説のうち、分析の対象を恣意的限定的に選択しており、どこまで一般性を持つ議論か不明確な点である。占領期や1970年代では中心的に分析したのは当時の知識人の議論であり、2000年代は個別の政策が対象であったが、これは知識人なら知識人の言説に絞り、あるいは政策だけに限定するべきという指摘も当然ながらされるものと思われる。あるいは特定の時代だけに対象を狭め、その時代における言説や政策を深く論ずるという形もあってしかるべきであった。

次に敗戦直後の文化国家論や1970年代の「文化行政」論が持っていた、国家の理念をどう位置付けるか、国家体制にまで踏み込んでどう国家を変革させていくかというようなスケールの大きな議論の視野が、2000年代以降の「文化の道具主義」化がなされた文化政策においては見られなくなった点についての説明が不足している点である。これは1980～90年代にかけていかにして「文化行政」という概念が変質し、顧みられなくなっていったのかという問いと密接にかかわる事柄だと考える。1970年代と2000年代の断絶、あるいは断絶したように見えるだけだとすればその要因、について一層の考察を深めていく必要があるが、これは今後の研究課題としたい。

最後に、2点目とも関連するが、本研究においては深く取り上げなかった年代、具体的には1950～60年代、1980～90年代についても、当然ながら重要な文化政策が施行されていたり、検討すべき文化論が盛んに論じられていたりする。ゆえにそれらについても別途分析を試み、戦後日本における「文化」と政治の関係性をより一層明らかにしなければならない。あるいは、日本の文化政策の源流は戦前にまでさかのぼるが、戦前と戦後の文化政策を比較する視点、さらには諸外国の文化政策と比較する視点にも欠けていた。このような不足点についても、今後の研究において埋めていかなければならない。

31) 特に、省庁の縦割りを打破し、「文化」の総合政策化を目指す点や、地方自治体の役割を重視する点などが類似する。また「社会包摂」や「多文化共生」の視点も取り入れられている。提言の内容としては、「1. あらゆる領域の基層をなす『社会の分母としての』文化政策」、「2. 生き方の選択肢が多い社会を」、「3. 『私たち』を広げ続ける社会を」、「4. 時間をかけて価値を評価していく社会を」、「5. 『余白』の多い社会を」、「6. 分野の壁をゆさぶり続けること」、「7. 全国の地方自治体から『社会の分母としての』文化政策の実践を」の7項目からなる（新しい文化政策プロジェクト 2023）。

[参考文献]

- 新しい文化政策プロジェクト, 2023, 「提言 社会の分子ではなく、分母としての文化政策」, 新しい文化政策プロジェクトホームページ (2026年1月19日取得, https://cp.educ.kyoto-u.ac.jp/cp-pro/common/pdf/20230304_policy.pdf).
- アンネグレート・ベルクマン, 2025, 「日本初の国立劇場設立をめぐって——1945年以降の文化政策と演劇史の観点から」『近代』神戸大学近代発行会, 129: 3-30, (2026年1月19日取得, <https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100493636/0100493636.pdf>).
- 飯吉弘子, 2012, 「恒藤恭の文化論・地方都市論・教養論——都市が大学を持つ理由を考えるために」『大阪市立大学史紀要』5: 81-104, (2026年1月19日取得, https://ocu-omu.repo.nii.ac.jp/record/2017439/files/DBq0050006_a.pdf).
- 石村修, 2023, 「文化国家と自治体」『専修ロージャーナル』19: 67-81, (2026年1月19日取得, https://senshu-u.repo.nii.ac.jp/record/2000284/files/4011_0019_07.pdf).
- 梅棹忠夫, 1970, 「日本万国博覧会の意義」『梅棹忠夫著作集 第13巻——地球時代に生きる』中央公論社, 1991, 31-50.
- , 1975, 「文化国家論」『梅棹忠夫著作集 第21巻——都市と文化開発』中央公論社, 1993, 419-30.
- , 1978, 「国家目標としての文化」『梅棹忠夫著作集 第13巻——地球時代に生きる』中央公論社, 1991, 563-76.
- 梅原宏司, 2007a, 「地方自治体の「文化行政」と、その背景をなす「市民」「自治」概念の関係についての一考察——松下圭一思想を中心に」『文化経済学』5(3): 31-45, (2026年1月19日取得, https://www.jstage.jst.go.jp/article/jace1998/5/3/5_3_31/_pdf/-char/ja).
- , 2007b, 「「文化の時代」報告書の問題意識について——その「本質論」的議論と「文化の産業化」」『境界を越えて——比較文明学の現在』7: 149-73.
- , 2008a, 「「行政の文化化」がもたらしたもの——1970年代から80年代までの埼玉県の事例を中心に」『文化経済学』6(2): 47-60.
- , 2008b, 「梅棹忠夫の文化行政論再考——「チャージ・ディスチャージ論」・「水道蛇口論」などについて」『文化経済学』6(1): 107-13, (2026年1月19日取得, https://www.jstage.jst.go.jp/article/jace/6/1/6_107/_pdf/-char/ja).
- , 2009, 「1980年代までの「まちづくり」行政と「文化」の関連について——神戸市の施策と政策思想を中心に」『文化経済学』6(3): 147-57.

- , 2011, 「梅棹忠夫論——「国家デザイナー」「プランナー」的知識人の形成」『応用社会学研究』53: 151-69, (2026年1月19日取得, <https://rikkyo.repo.nii.ac.jp/record/1921/files/KJ00006910839.pdf>).
- , 2012a, 「梅棹忠夫論(2)——戦後政治の転換の中での政権ブレーン知識人」『応用社会学研究』54: 201-17, (2026年1月19日取得, <https://rikkyo.repo.nii.ac.jp/record/1941/files/KJ00007727159.pdf>).
- , 2012b, 「日本国家の歴史における「文化」という記号の変容——「文化」が指し示すものはどのように変化したか」『Social design review 21世紀社会デザイン研究学会学会誌』4: 32-46.
- , 2018, 「南原繁の文化国家論——個人と共同体の関係について」『文学・芸術・文化 近畿大学文芸学部論集』29(2): 1-16, (2026年1月19日取得, <https://kindai.repo.nii.ac.jp/record/19869/files/AN1018193X-20180330-0001.pdf>).
- 枝川明敬, 2000, 「文化施設整備過程における文化指標の研究」『文化経済学』2(2): 21-7, (2026年1月19日取得, https://www.jstage.jst.go.jp/article/jace1998/2/2/2_21/_pdf/-char/ja).
- , 2022, 『文化政策の論理と芸術支援の実際』晃洋書房.
- 遠藤和士・友田泰正, 2000, 「社会教育に対する文化行政論からの問題提起について——梅棹忠夫氏の文化行政論と『月刊社会教育』との比較考察」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』26: 107-21, (2026年1月19日取得, <https://doi.org/10.18910/5761>).
- 大瀬秀樹, 1995, 「文化行政論の批判的検討」『社会教育研究』北海道大学教育学部社会教育研究室, 15: 73-91, (2026年1月19日取得, <http://hdl.handle.net/2115/28507>).
- 大平正芳記念財団, 2022, 『大平正芳とその政治 再論——大平政治が今日の改革に示唆するもの』PHP エディターズ・グループ.
- 外務省, 1979, 「(5)第87回国会における大平内閣総理大臣施政方針演説」『わが外交の近況』, 外務省ホームページ, (2026年1月19日取得, https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1979/s54-shiryou-001.htm#1_5).
- , 1983, 「(5)第97回国会における中曽根内閣総理大臣所信表明演説」『外交青書——わが外交の近況』, 外務省ホームページ, (2026年1月19日取得, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1983/s58-shiryou-105.htm>).
- 片岡栄美, 2022, 「人々が期待する文化振興策のジャンル間比較——全国調査データを中心に」『駒沢社会学研究』59: 29-57, (2026年1月19日取得, <https://komazawa-u.repo.nii.ac.jp/record/2006297/files/00625772.pdf>).
- 加藤節, 1997, 『南原繁——近代日本と知識人』岩波書店.

- 河島伸子, 2022, 「日本の文化政策における「道具主義化」——文化財政策に関する近年の動向と国民の意識調査より」『青山総合文化政策学』13(1): 1-24, (2026年1月19日取得, <https://opac.agulin.aoyama.ac.jp/iwjs0011opc/TF01310972>).
- 河村建夫・伊藤信太郎編, 2018, 『文化芸術基本法の成立と文化政策——真の文化芸術立国に向けて』水曜社.
- 桐山孝信, 2023, 「恒藤恭と南原繁——民族と平和」『大阪公立大学史紀要』2: 3-20, (2026年1月19日取得, <https://doi.org/10.24729/0002000192>).
- 古賀弥生, 2022, 「文化政策の潮流と社会包摂型文化芸術事業の実践——実践活動と政策形成の架橋に向けて」『九州産業大学地域共創学会誌』8: 51-69, (2026年1月19日取得, <http://hdl.handle.net/11178/8221>).
- 国立国会図書館, 1946, 「官報號外 昭和21年1月1日 詔書[人間宣言]」, 国立国会図書館ホームページ, (2026年1月19日取得, https://www.ndl.go.jp/constitution/s_hiryo/03/056/056tx.html).
- , 1979, 「大平正芳: 昭和54(1979)年1月25日の日記より」, 国立国会図書館憲政資料室ホームページ, (2026年1月19日取得, https://www.ndl.go.jp/nikki/citeid/oohira_19790125/).
- 小林真理, 1996, 「ドイツにおける〈文化国家〉概念の展開」『文化経済学会〈日本〉論文集』1996(2): 41-5, (2026年1月19日取得, https://www.jstage.jst.go.jp/article/jace1995/1996/2/1996_2_41/_pdf/-char/ja).
- 志賀野佳一, 2018, 「文化政策論概説——文化芸術基本法改正を受けて我が国の文化政策の変遷を辿りながら, 今後の文化政策を論ずる」『総合政策論集 東北文化学園大学総合政策学部紀要』17(1): 147-67, (2026年1月19日取得, <https://tbgu.repo.nii.ac.jp/record/911/files/11.pdf>).
- 衆議院, 1946, 「帝國憲法改正案委員會に於て可決された帝國憲法改正案に對する修正案 附帶決議」, 帝國議會會議録検索システムホームページ, (2026年1月19日取得, <https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/txt/009012529X02119460821/50>).
- 自由民主党文化立国調査会, 2025, 「文化立国実現に向けた国家戦略の構築(提言)」, 自由民主党ホームページ, (2026年1月19日取得, https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/210656_1.pdf).
- 新藤浩伸, 2018a, 「文化政策論」小林真理編『文化政策の現在 1——文化政策の思想』東京大学出版会, 81-99.
- , 2018b, 「社会教育」小林真理編『文化政策の現在 1——文化政策の思想』東京大学出版会, 181-96.

- 参議院憲法審査会, 1946, 「日本国憲法公布記念式典の勅語(昭和21年11月3日)」, 参議院憲法審査会ホームページ, (2026年1月19日取得, https://www.kenpoushin.sangiin.go.jp/kenpou/houkokusyo/houkoku/11_00.html).
- 政策研究会文化の時代研究グループ, 1980, 「文化の時代研究グループ報告書」, 文化庁ホームページ, (2026年1月19日取得, https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/hakusho_nenjihokokusho/archive/pdf/r1402577_13.pdf).
- 総務省, 2020, 「地域における多文化共生推進プラン(改訂)」, 総務省ホームページ, (2026年1月19日取得, https://www.soumu.go.jp/main_content/000718717.pdf).
- 武田康孝, 2018, 「文化と政治」小林真理編『文化政策の現在 1—文化政策の思想』東京大学出版会, 3-18.
- 田中淳士, 2023, 「<論文>日本の自治体における文化行政の成立過程とその影響要因」『人間・環境学』京都大学大学院人間・環境学研究科, 32: 41-56, (2026年1月19日取得, <http://hdl.handle.net/2433/287645>).
- 田中友香里, 2023, 「<論説>敗戦後の京都府立盲学校校長・島田俊平と「文化国家の建設」——「島田俊平関係文書」の紹介をかねて」『筑波大学アーカイブズ年報』6: 55-69, (2026年1月19日取得, https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/record/2009106/files/ARUTA_6-55.pdf).
- 田村明, 1981, 「行政の文化化」松下圭一・森啓編『文化行政——行政の自己革新』学陽書房, 25-45.
- 辻槇一郎, 2024, 「国立劇場設立計画にみる歴史的実演芸術を保存・公開する施設の課題」『日本建築学会計画系論文集』89(826): 2533-44, (2026年1月19日取得, https://www.jstage.jst.go.jp/article/aija/89/826/89_2533/_pdf/-char/ja).
- 友岡邦之, 2025, 「文化政策研究の諸論点——何が「問題」とされてきたのか」『日本地域政策研究』34: 142-7, (2026年1月19日取得, https://www.jstage.jst.go.jp/article/ncs/34/0/34_142/_pdf/-char/ja).
- 中川幾郎, 2001, 『分権時代の自治体文化政策——ハコモノづくりから総合政策評価に向けて』勁草書房.
- 長津結一郎, 2019, 「芸術と社会包摂に関するこれからの文化政策の課題——障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を手がかりに」『文化経済学』16(1): 42-6, (2026年1月19日取得, <https://hdl.handle.net/2324/2232312>).
- 中村美帆, 2013, 「戦後日本の「文化国家」概念の特徴——歴史的展開を踏まえて」『文化政策研究』7: 135-56.
- , 2018, 「文化国家」小林真理編『文化政策の現在 1——文化政策の思想』東京大学出版会, 35-49.

- 西岡晋, 2025, 「言説分析」日本比較政治学会編『比較政治学事典』丸善出版, 62-3.
- 根木昭・枝川明敬・垣内恵美子, 1996a, 「文化政策形成過程に関する一考察——政策科学的アプローチの可能性」『文化経済学会論文集』1996(2): 35-9, (2026年1月19日取得, https://www.jstage.jst.go.jp/article/jace1995/1996/2/1996_2_35/_pdf/-char/ja).
- 根木昭・大橋敏博・神部一男, 1996b, 「1980年代における「文化行政」の時代背景——「文化の時代」の社会的背景と「地方の時代」の文化的側面」『長岡技術科学大学研究報告』18: 61-7, (2026年1月19日取得, https://nagaokaut.repo.nii.ac.jp/record/607/files/K18_10.pdf).
- 根木昭, 2010, 「文化政策並びにその主要な支脈である芸術文化政策及び文化財政策の理念・目的・目標に関する一考察——実定法から見た概念整理」『音楽芸術マネジメント』2: 41-9, (2026年1月19日取得, https://www.jstage.jst.go.jp/article/jasmam/2/0/2_41/_pdf/-char/ja).
- 林和孝, 2021, 「覚書・松下圭一の市民論とその問題性」『法学新報』128(7・8): 579-602, (2026年1月19日取得, https://chuo-u.repo.nii.ac.jp/record/2000525/files/0009-6296_128_7-8_579-602.pdf).
- 広川禎秀, 2003, 「戦後初期における恒藤恭の文化国家・文化都市論」『都市文化研究』大阪市立大学大学院文学研究科 都市文化研究センター, 2: 90-100, (2026年1月19日取得, <https://ocu-omu.repo.nii.ac.jp/record/2017775/files/111E0000014-2-7.pdf>).
- 福永文夫, 2008, 『大平正芳——「戦後保守」とは何か』中央公論新社.
- 松下圭一, 1973, 「シビル・ミニマムと都市政策」伊東光晴・篠原一・松下圭一・宮本憲一編『岩波講座 現代都市政策 V——シビル・ミニマム』岩波書店, 3-28.
- , 1981, 「自治の可能性と文化」松下圭一・森啓編『文化行政——行政の自己革新』学陽書房, 5-24.
- 丸山ひかり, 2020, 「文化芸術 鈍い政府の支援策」『朝日新聞』2020.4.15 朝刊.
- ミヒャエル・クレプファー／三宅雄彦訳, 2008, 「講演 文化は国家目標たりうるか?」『比較法学』早稲田大学比較法研究所, 41(2): 271-91, (2026年1月19日取得, <https://www.waseda.jp/foaw/icl/assets/uploads/2014/05/A04408055-00-041020271.pdf>).
- 関鎮京・朝倉由希・南田明美, 2021, 「日本における在留外国人を対象とした文化政策の現状と課題」『北海道教育大学紀要 人文科学・社会科学編』72(1): 95-110, (2026年1月19日取得, <https://hokkyodai.repo.nii.ac.jp/record/7085/files/72-1-b08.pdf>).

- 森啓, 1981, 「全国自治体における文化行政の動向」松下圭一・森啓編『文化行政——行政の自己革新』学陽書房, 333-67.
- 文部省, 1945, 「新日本建設ノ教育方針 (昭和二十年九月十五日)」, 文部科学省ホームページ, (2026年1月19日取得, https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317991.htm).
- , 1946, 『新教育指針』, 国立国会図書館ホームページ, (2026年1月19日, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1281779/1/2>).
- 吉澤弥生, 2007, 「文化政策と公共性——大阪市とアート NPO の協働を事例に」『社会学評論』58(2): 170-87, (2026年1月19日取得, https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsr/58/2/58_2_170/_pdf/-char/ja).
- 吉見俊哉, 2021, 『東京復興ならず——文化首都構想の挫折と戦後日本』中央公論新社.
- 立憲民主党, 2025, 「立憲民主党 政策集 2025」, 立憲民主党ホームページ, (2026年1月19日取得, <https://cdp-japan.jp/assets/pdf/visions/2025/policies2025.pdf>).